

令和元年

奈良市議会9月定例会
提出議案

奈良市

目 次

奈良市報告第 27 号	平成30年度決算に基づく奈良市財政の健全化判断比率の報告について……………	1
〃 第 28 号	平成30年度決算に基づく奈良市公営企業の資金不足比率の報告について……………	2
〃 第 29 号	平成30年度奈良市一般会計歳入歳出決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 30 号	平成30年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 31 号	平成30年度奈良市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 32 号	平成30年度奈良市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 33 号	平成30年度奈良市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 34 号	平成30年度奈良市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 35 号	平成30年度奈良市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 36 号	平成30年度奈良市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 37 号	平成30年度奈良市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 38 号	平成30年度奈良市針テラス事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 39 号	平成30年度奈良市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 40 号	平成30年度奈良市病院事業会計決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 41 号	平成30年度奈良市水道事業会計決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 42 号	平成30年度奈良市下水道事業会計決算の認定について……………	(別冊)

奈良市報告第 43 号	奈良市第4次総合計画の基本計画に係る実施状況（平成28年度～平成30年度）及び実施計画（令和元年度～令和2年度）の報告について……………	3
〳 第 44 号	使用料の徴収に関する処分等についての審査請求に係る報告について……………	4
〳 第 45 号	手数料の徴収に関する処分についての審査請求に係る報告について……………	14
〳 第 46 号	使用料の徴収に関する処分等についての審査請求に係る報告について……………	23
〳 第 47 号	使用料の徴収に関する処分等についての審査請求に係る報告について……………	33
〳 第 48 号	市長専決処分の報告について……………	43
〳 第 49 号	市長専決処分の報告について……………	47
〳 第 50 号	市長専決処分の報告について……………	49
〳 第 51 号	市長専決処分の報告について……………	51
〳 第 52 号	市長専決処分の報告について……………	53
〳 第 53 号	市長専決処分の報告について……………	55
〳 第 54 号	市長専決処分の報告について……………	57
〳 第 55 号	市長専決処分の報告について……………	59
〳 第 56 号	市長専決処分の報告について……………	61
〳 第 57 号	市長専決処分の報告について……………	63
〳 第 58 号	市長専決処分の報告について……………	65
〳 第 59 号	市長専決処分の報告について……………	67
〳 第 60 号	市長専決処分の報告について……………	69
〳 第 61 号	市長専決処分の報告について……………	71
奈良市議案第 83 号	市長専決処分の報告及び承認を求めることについて……………	73
〳 第 84 号	令和元年度奈良市一般会計補正予算（第4号）……………	75
〳 第 85 号	令和元年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）……………	78
〳 第 86 号	令和元年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第1号）……………	80
〳 第 87 号	令和元年度奈良市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）……………	82

奈良市議案第 88 号	令和元年度奈良市水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	120
〳 第 89 号	奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に ついて……………	129
〳 第 90 号	奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する 条例の制定について……………	130
〳 第 91 号	奈良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等 の一部改正について……………	146
〳 第 92 号	奈良市手数料条例の一部改正について……………	149
〳 第 93 号	奈良市立こども園設置条例等の一部改正について……………	150
〳 第 94 号	奈良市立保育所設置条例の一部改正について……………	151
〳 第 95 号	奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 利用者負担等に関する条例の一部改正について……………	152
〳 第 96 号	奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部改正について……………	153
〳 第 97 号	奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の全部改正について……………	155
〳 第 98 号	奈良市老人憩の家条例の一部改正について……………	157
〳 第 99 号	奈良市歴史的建築物の建築基準法適用除外に関する条 例の制定について……………	158
〳 第 100 号	奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の 一部改正について……………	167
〳 第 101 号	奈良市水道事業給水条例の一部改正について……………	169
〳 第 102 号	平成 30 年度奈良市水道事業会計未処分利益剰余金の 処分について……………	170
〳 第 103 号	財産の取得について……………	171
〳 第 104 号	工事請負契約の締結について……………	172
〳 第 105 号	工事請負契約の締結について……………	176
〳 第 106 号	教育委員会の委員の選任について……………	180
〳 第 107 号	公平委員会の委員の選任について……………	182
奈良市諮問第 8 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	184
〳 第 9 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	186
〳 第 10 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	188

平成30年度決算に基づく奈良市財政の 健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく奈良市財政の健全化判断比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和元年9月11日提出

奈良市長 仲川元庸

(単位：%)

比率名	平成30年度決算に基づく 健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.25
連結実質赤字比率	—	16.25
実質公債費比率（3か年平均）	11.9	25.0
将来負担比率	153.0	350.0

備考

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額がないため、「—」と記載している。

平成30年度決算に基づく奈良市公営企業の 資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく奈良市公営企業の資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和元年9月11日提出

奈良市長 仲川元庸

(単位：%)

会計の名称		平成30年度決算に基づく資金不足比率	経営健全化基準
法適用	水道事業会計	—	20.0
	下水道事業会計	—	
	病院事業会計	—	

備考

資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」と記載している。

奈良市第4次総合計画の基本計画に係る実施状況（平成28年度～平成30年度）及び実施計画（令和元年度～令和2年度）の報告について

奈良市第4次総合計画の基本計画に係る実施状況（平成28年度～平成30年度）及び実施計画（令和元年度～令和2年度）について、奈良市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成22年奈良市条例第20号）第5条第1項及び第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和元年9月11日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 奈良市第4次総合計画【後期基本計画】実施状況（平成28年度～平成30年度）及び実施計画（令和元年度～令和2年度）（別冊）

使用料の徴収に関する処分等についての 審査請求に係る報告について

使用料の徴収に関する処分等について行われた行政不服審査法第2条の規定による審査請求に対し、次のとおり却下したので、地方自治法第229条第4項及び第231条の3第9項の規定により報告する。

令和元年9月11日提出

奈良市長 仲川元庸

第1 審査請求年月日

平成30年12月4日及び12月12日

第2 主文

本件各審査請求を却下する。

第3 事実及び意見の理由

1 事案の概要

処分庁は、審査請求人に対し、平成30年9月5日付けで、審査請求人が納付すべき平成30年7月分水道料金・下水道使用料の納入通知書を、平成30年9月30日を納期限として送付した。

処分庁は、審査請求人が平成30年6月分水道料金・下水道使用料を納期限までに納入しなかったことから、審査請求人に対し、平成30年9月12日付けで、平成30年9月30日を納期限として、平成30年6月分水道料金・下水道使用料督促状を送付した。

処分庁は、審査請求人による、平成30年10月9日付けの、平成29年3月分及び4月分の水道料金・下水道使用料の支払猶予申請に対して、平成30年10月18日付けで、水道料金・下水道使用料のそれぞれについて、不承認通知書を送付した。

これら本件処分等を不服として、審査請求人が本件各審査請求を提起したものである。

2 本件各審査請求に至る経緯

(1) 前件裁判

審査請求人により平成13年9月18日付けでなされた平成13年度水道料金免除申請を、処分庁が平成13年11月16日付けで却下（以下「13年却下」という。）したところ、審査請求人は、不服申立てを経て、奈良市を相手方として、13年却下の取消しを求める訴えを奈良地方裁判所に提起した。その後、奈良地方裁判所がこれを棄却する判決を下したところ審査請求人が大阪高等裁判所へ控訴し、大阪高等裁判所は、平成15年11月12日、13年却下が処分性を有することを前提に、奈良市行政手続条例（平成11年奈良市条例第19号。以下「行手条例」という。）第8条第1項に定める、申請に対する拒否処分に当たって提示すべき理由の不備という手続上の違法があるとして、これを取り消すものとする判決を下した。そして、平成17年12月9日、奈良市による上告受理申立てを不受理とする最高裁判所の決定がなされ、13年却下の取消請求の認容判決が確定した（以下「前件裁判」という。）。

(2) 奈良市長藤原昭（当時）による依頼

前件裁判の後、処分庁は、処分理由の記載に変更を加えた上、平成18年1月12日付けで、再度審査請求人に係る平成13年度水道料金減免申請を却下した。審査請求人は、これを不服として、この却下処分の取消し、水道料金の免除承認及び慰謝料の支払を求めて審査請求を行った。

この審査請求については、申立てのうち処分の取消しを認容し、その余を棄却ないし却下するという裁決がなされたものの、その後奈良市長藤原昭（当時）から処分庁に対して、平成21年3月31日付けで、審査請求人の水道料金免除申請を承認し、審査請求人世帯への救済措置を講ずべきであるとする依頼文書が出されたこともあり、処分庁は、平成21年5月7日付けで、審査請求人に係る平成21年2月分までの水道料金の免除を承認した（以下「21年承認」という。）。

(3) 審査請求人による度重なる免除理由説明

21年承認の前後から、審査請求人は、審査請求人が支払義務を負う使用料その他の徴収金に関する事務を担当する部署等に赴き、これらの部署の管理職に対して、その異動による人員の交代がある都度、審査請求人の世帯に係る徴収金を免除すべき理由の説明を繰り返し行っていた。

その説明は、審査請求人が前件裁判における記録及び関連する経緯をまとめた大部の資料を持参し、半日程度の時間をかけてその資料を提示しつつ行われていた。

審査請求人が説明する免除理由の要旨は、「奈良市は審査請求人に対して、平成11年ころから、審査請求人の世帯の生活困窮という事由にもかかわらず、審査請求人に対する各種料金の減免を認めず、その料金の違法不当な取立て行為や減免措置に関する虚偽説明を繰り返してきた。これに対して審査請求人は不服申立てや訴訟により争ってきたが、奈良市は審査請求人の主張を認めず、そのためにこれらの争訟はいたずらに長期化し、そのせいで審査請求人は訴訟等の対応に注力せざるを得ず、就労の機会を喪失するなどの多大な損失を被った。前件裁判により減免措置に関する奈良市の違法性が明らかとなり、それに伴い奈良市は審査請求人に対して、従前の違法不当な取立て行為及び虚偽説明並びに減免の拒否それ自体により審査請求人に与えた、就労及び生活再建の機会の喪失等の損害を理由として、審査請求人に対する各種徴収金を免除する義務を負うこととなった。」というものである。

(4) 奈良市が審査請求人に対して多数の減免措置を講じてきたこと

審査請求人による度重なる免除理由説明を受けて、奈良市は、おおむね平成21年以降、下水道使用料、国民健康保険料及び一部負担金、健康診断費、印鑑証明及び住民票の発行手数料並びに固定資産税等について、審査請求人が毎年又は費用の発生する都度提出する、審査請求人の主張する免除理由を記載したほぼ同じ内容の理由書に基づき、支払の免除を認めてきた。

また、水道料金については、平成21年以降は、そもそも支払請求自体がなされていなかった。審査請求人は、水道料金に限らず各種料金の免除が、毎年免除申請をせずとも自動継続してなされるべきことにつき、免除を行うこと自体と同様の理由に基づく必要な措置であると説明していた。

(5) 平成29年度の措置に関する審査請求人の説明

奈良市は審査請求人に対して、平成29年6月5日付けで、今後の審査請求人に対する各種免除措置の取扱いを他の市民と同様の基準で適正に行っていくものとする旨の通知（以下「29年通知」という。）を発した。これを受けて、審査請求人は、改めて奈良市の各部署に赴き、これまでどおりの各種の免除措置を講じるべきことを主張し、その理由として、これまで審査請求人が各部署に対して繰り返してきた説明に加え、「前件裁判の結果、奈良市は審査請求人に対して損害賠償責任を

負うこととなったが、その賠償額は、当時の生活保護の基準額に照らして、おおむね2000万円ほどにも上るものである。そして、審査請求人と奈良市とが、この奈良市の違法行為に対する「償い」の方法について協議を継続した結果、審査請求人が奈良市に対してこの「償い」に係る国家賠償請求訴訟を提起しないことと引換えに、審査請求人及びその世帯員が奈良市に対して支払うべき公租公課、使用料及び手数料その他の金銭負担につき、今後審査請求人及びその世帯員が存命の限り免除されるものとの合意が成立した。」ということを述べ立てた。この主張内容が、本件各審査請求に至るまで審査請求人が主張するところの「奈良市の償い」及びそれに関する合意に当たるものである。

これらの主張を行うために審査請求人が奈良市の各部署に赴く頻度は、多いときには連日の場合を含め、週に複数回となることもあり、説明及び応対の1回当たりの時間は、数十分から5時間程度に及ぶこともあった。

また、この説明及び応対の際に、録音等の記録を行うことや、既に奈良市職員らが説明を尽くした後にも審査請求人が対応を強要するなどして対応が長時間に及ぶ場合に、対応を打ち切り審査請求人の退席を求めるなどのやりとりについて、審査請求人と奈良市職員との間で対立が生じる場面も多くあった。

(6) 本件処分等に先んじてなされた処分及び審査請求

処分庁は、審査請求人が平成29年4月18日付けで行った平成29年度下水道使用料免除申請を受けて、平成29年6月27日、審査請求人に対し平成29年度下水道使用料免除不承認処分を行ったが、審査請求人はこれを不服として同処分及び同処分の日以降に行われた水道料金・下水道使用料納入通知・督促処分の取消し等を求めて、平成29年9月26日に審査請求（以下「前件審査請求」という。）を行った。

前件審査請求については、弁明書、反論書及び再反論書の提出並びに口頭意見陳述の実施等の審理手続を経て、平成30年6月28日、棄却裁決がなされた。

その後、審査請求人は、平成30年7月10日に平成30年度固定資産税免除不承認処分の取消し又は変更を求める審査請求を行ったことを皮切りに、水道料金・下水道使用料督促処分、固定資産税督促処分及び証明書手数料免除不承認処分についての審査請求等、本件各審査請求に係る審理手続の終結時点に至るまで（平成30年7月10日から平成31年4月12日までの間）に、審査庁に対して、37件

の審査請求を提起している。これらのうちには、処分庁が平成30年4月26日に行った、平成30年度下水道使用料免除不承認処分（以下「30年処分」という。）の取消し又は変更を求める審査請求（平成30年度第6号請求）も含まれている。

以上の他、審査請求人は、奈良市長が行った介護保険料免除申請不承認処分及び国民健康保険料免除申請不承認処分等について、奈良県に対して、5件の審査請求を行っている。

これらの審査請求における審査請求人の主張は、上述の「奈良市の償い」及びそれに関する合意の成立を主たる理由とするものである他、審査請求人の意に沿った対応を行わなかった職員の氏名を摘示し、誹謗中傷を重ねて個人攻撃を加えるという点についても、後述する本件各審査請求における審査請求人の主張と同様のものであった。

3 審査請求人の主張の要旨

30年処分は、処分庁に属する特定の無知無能な職員による事実の捏造という犯罪的行為、並びにそれらの悪党、極悪人に加担する他の特定職員の暴挙・妄動、及び同じくそれらの悪党、極悪人に隷属する偽善者である他の特定職員による審査請求人の欺罔といった、ヤクザ組織と化した奈良市による審査請求人の権利侵害となる犯罪的行為により、「奈良市の償い」及びこれに基づく合意を無視してなされた違法なものであり、かつ行手条例第8条第1項に規定する申請に対する拒否処分に当たって求められる処分理由の提示がなされていないという点でも違法であって、したがって30年処分の後続処分である本件処分等も違法なものである。

また、水道料金支払猶予申請不承認処分及び下水道使用料支払猶予申請不承認処分については、行手条例第8条第1項に規定する理由の提示がなされていない違法がある。

4 処分庁の主張の要旨

(1) 本案前の主張

審査請求人の主張は、何ら正当な根拠に基づくものではなく、また処分庁職員らを誹謗中傷する不当なものでもあり、さらには審査請求人が本件各審査請求と同様の審査請求を大量かつ執拗に反復提起しているといった状況に鑑みると、本件各審査請求の本案に係る審理手続を行うことは、本来の住民福祉に傾注されるべき職員の公務を妨げ、職員に対する誹謗中傷を許すのみで有害無益であることから、本件

各審査請求は審査請求権の濫用であって、審査請求の利益を欠くものとして、却下されるべきである。

なお、水道料金債権は私法上の契約である給水契約によって発生する私債権であって、これに関する処分性は認められないことから、水道処分等は審査請求の対象とならず、本件各審査請求のうち、水道処分等を対象とするものについては当然に却下されるべきである。

(2) 本案の主張

30年処分は何ら違法なものではないが、仮に違法であったとしても、それによって平成30年度分下水道使用料を免除する効果が発生するものではないから、下水道処分等の効果に影響するものではない。

また、下水道使用料支払猶予申請不承認処分については、根拠規定を特定して不承認の理由を具体的に記載しており、行手条例第8条第1項に違反するものではない。

したがって、審査請求人の主張は失当であり、下水道処分等は根拠規定に基づき適正になされており何ら違法な点はない。

5 本件各審査請求の争点

(1) 本案前の争点

ア 審査請求権の濫用

本件各審査請求が審査請求権の濫用にあたり、不適法であるかが争点となる。

イ 水道処分等の処分性の有無

水道処分等に処分性が認められ、審査請求の対象となるかが争点となる。

(2) 本案の争点

ア 水道処分等の違法性

水道処分等に対する審査請求が適法である場合には、21年承認の効力により現在に至るまで審査請求人について水道料金の免除が認められるかが争点となる。

イ 下水道処分等の違法性

下水道処分等に対する審査請求が適法である場合には、30年処分の違法性が下水道処分等の効力に影響するか、影響するとした場合に30年処分が違法といえるか、行手条例第8条第1項に規定する理由の提示がなされているかその他下

水道処分等の違法事由が存在するかが争点となる。

6 争点についての判断

(1) 本案前の争点

ア 権利濫用の禁止（民法（明治29年法律第89号）第1条第3項）は、法律上の権利又は権限の行使一般について妥当する法原則であり、行政に対する市民の権利行使に関しても当てはまるものであるから、形式的には法令上の根拠を有する申請・請求その他の行為としてなされたものであっても、本来の趣旨目的に反し、社会的相当性を逸脱するような場合については、違法なものとなり得る。

そのため、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行服法」という。）に基づく審査請求についても、適式な審査請求申立の形をとっていたとしても、国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営の確保といった行服法の目的（行服法第1条第1項）に資するものでないか、又は資するところが著しく乏しいことが明らかであり、審査請求に仮託して正当な行政行為の妨害や特定職員の誹謗中傷を行うこと等の不当な目的又は態様によりなされたものである場合には、行服法の趣旨に鑑みて当該審査請求を認めることにより得られる利益と害される利益も考慮の上、審査請求を認めることにより却って公益を害し、行服法の趣旨に反することとなるときには、当該審査請求は審査請求権の濫用に該当する不適法なものとして却下されるべきものと言える。

審査請求人は、21年承認がなされた後、29年通知が発出されるまでの間、審査請求人が支払義務を負う各種の徴収金の収納事務を担当する部署を始め、処分庁及び奈良市の多数の部署を訪れ、長時間にわたって各部署の管理職員らに対応を強制し、一連の審査請求において審査請求人が主張するところの「奈良市の償い」の基礎となる事実に基づき審査請求人に対する徴収金の免除等の特別の措置を講ずべきことを説明し、それに応じさせてきた。

29年通知以降は、処分庁及び奈良市において、審査請求人から長時間にわたる対応の強制その他の不当な要求を受けたとしても、各種徴収金の減免について審査請求人を特別扱いせず、他の市民と同様の基準で減免に関する判断を行うこととされ、「奈良市の償い」に類する理由による徴収金の免除が認められなくなったため、審査請求人による自己に有利な取扱いを求めての処分庁及び奈良市への訪問と職員らへの対応要求は、より頻繁になった。

また、それらの訪問及び対応要求の際には、「奈良市の償い」に基づき徴収金の免除等の措置を講ずべきことだけでなく、審査請求人による各種徴収金の免除申請を不承認とする等、審査請求人による要求について審査請求人の意に沿わない対応をとった職員個人に対して、審査請求人は、罵声を浴びせ誹謗中傷を加えるなど執拗に個人攻撃を繰り返し、当該職員らが審査請求人にそのような不当な言動を止めるよう求め、又は対応を拒否し若しくは打ち切ろうとした際等に、当該職員らを撮影するなどしていた。

上述の通り、本件各審査請求は、審査請求人により繰り返し行われている、「奈良市の償い」を理由とする各種徴収金の免除、不徴収又は徴収猶予を不承認とされたことについての平成29年9月4日から平成31年4月12日の間になされた43件の審査請求の一つとしてなされたものであり、それら審査請求と、「奈良市の償い」が市長の特に認めるものとして徴収金の免除等の特別の理由となるかという争点を同じくするものである。

43件の審査請求のうち、前件審査請求については、平成30年6月28日、平成30年度第5号請求及び第7号請求については平成31年3月25日、それぞれ棄却裁決がなされ、平成30年度第15号請求については、平成31年3月28日、却下裁決がなされている。

加えて、平成30年度第8号、第9号及び第11号請求については、審査請求人による反論書等の書面の提出及び口頭意見陳述を経て、既に審理手続が終結し、審査請求を一部棄却・一部却下することを相当とする審理員意見書が提出され、これに基づく裁決書について、平成31年3月20日に、市議会からも一部棄却・一部却下を相当とする答申がなされている。

以上の本件各審査請求に関する事実関係からすると、審査請求人の主張の実質として解し得る「奈良市の償い」及びこれに係る合意は、前件審査請求を含め審査請求人が提起する多数の審査請求における主張と共通し、なおかつ前件審査請求以前の事実に係るものであって、本件各審査請求において新たな主張・証拠が提出されたわけでもないことから、前件審査請求からの争点の判断に関わる事情の変更も存しないことが明らかである。そうすると、本件各審査請求については、既に棄却された前件審査請求において審査庁の判断が示された争点について、実質的に同一の主張を繰り返すものに過ぎず、本件各審査請求に係る審理を行うこ

とによって、国民の権利利益の救済、行政の適正な運営の確保又は住民福祉の増進に資するところはない。

そして、本件各審査請求書の記載は、審査請求人の意向に従わない職員を誹謗中傷し、自らの利益となる行為を要求するものであって、先行する審査請求の審理手続における審査請求人の言動からしても、本件各審査請求を含む審査請求人により提起された多数の審査請求は、審査請求人が21年承認以降、その中でも特に29年通知の発出後において繰り返し行ってきた不当要求ないし不当要求類似行為と実質的に同一であり、それらの行為の一環としてなされたこともまた明らかであるから、正当な目的・態様によるものとは全く認められない。

さらには、審査請求人は、本件各審査請求書についての補正を求める質問書（以下「本件補正質問」という。）により、十分な余裕をもって補正の機会を付与されたにもかかわらずこれに応じることなく、加えて執拗に反復継続される審査請求人の不当要求ないし不当要求類似行為の態様に鑑みても、補正の見込みも無いものと判断せざるを得ない。

審査請求人による不当要求ないし不当要求類似行為の一環としてなされる本件各審査請求その他の審査請求について、これらを通常審査請求と同様に取り扱って審理手続を進めることは、処分庁及び審査庁にとって本来の業務を圧迫し、それらの業務を通じて守られるべき市民の利益が損なわれることが不可避となる他、審査請求の形式さえ取れば、不当要求に類する行為の対応を処分庁及び審査庁に強いることを許容する結果となり、行政の適正な執行を害するという不利益も伴い、却って国民の権利利益の救済、住民福祉の増進に反する事態を生じるものである。

これに対し、本件各審査請求を正当なものとして取り扱うことによって得られる客観的な利益は、審査請求人の正当な権利利益の保護も含めて何ら認められない。

また、救済本位の観点から、行服法の運用に当たって審査請求人の立場に配慮すべきであるとしても、前件審査請求を含む先行する審査請求の審理手続及び裁決を考慮しつつ、審査請求人としては、遅くとも本件補正質問の回答提出期限までには、これまで述べてきた本件各審査請求の不当性を容易に認識し、補正ないし是正することが可能であった。それにもかかわらず、審査請求人は本件補正質

問に応じず、さらに同様の審査請求を重ねて繰り返すことにより、自ら補正又は是正の見込みも無いことを示しており、不当な態様・目的の下に提起された本件各審査請求に関し、酌むべき事情は認められない。

したがって、本件各審査請求は、行服法の目的に資するものではなく、審査請求人により不当な目的・態様でなされたものであって、これを認めることによる不利益は多大なものである一方、それにより得られる正当な利益は何ら認められず、却って公益を害し行服法の趣旨に反することとなるものであるから、審査請求権の濫用として、不適法である。

イ 本件各審査請求については審査請求権の濫用として不適法であるから、その余は争点となり得ず、判断を要しない。

(2) 本案の争点

本件各審査請求については審査請求権の濫用として不適法であるから、本案に関する事項についての判断を要しない。

(3) 結論

以上のとおり、本件各審査請求は不適法であるから、行服法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

第4 裁決日

令和元年6月3日

手数料の徴収に関する処分についての 審査請求に係る報告について

手数料の徴収に関する処分について行われた行政不服審査法第2条の規定による審査請求に対し、次のとおり却下したので、地方自治法第229条第4項の規定により報告する。

令和元年9月11日提出

奈良市長 仲川元庸

第1 審査請求年月日

平成30年12月10日

第2 主文

本件審査請求を却下する。

第3 事実及び意見の理由

1 事案の概要

審査請求人は、平成30年8月30日、処分庁に対し、住民票の交付申請及びそれに係る手数料の免除申請を行った。

審査請求人の主張する免除の理由は、奈良市が長年にわたって審査請求人に対して行ってきた違法行為及びそれに関する争訟の長期化によって審査請求人とその世帯構成員が被った肉体的精神的苦痛を償うべきこと、並びに奈良市長が平成21年3月にそれらの損害に関して救済措置を講ずる旨の決定を行ったことから、奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号。以下「手数料条例」という。）第4条に定める、手数料を減免すべき特別の理由が認められるというものであった。

この免除申請に対し、処分庁は、手数料条例第4条により手数料の免除を行う場合については、内規として奈良市手数料条例の規定に基づく手数料の減免に関する基準（以下「本件減免基準」という。）を定めて、市民課所管の公的年金等現況届に係る手数料に限るものとしており、審査請求人の場合にはこれに該当しないことを理由として、平成30年9月11日付け通知書（以下「本件通知書」という。）により、本

件処分を行った。

これを不服として、審査請求人が本件審査請求を提起したものである。

2 本件審査請求に至る経緯

(1) 前件裁判

審査請求人により平成13年9月18日付けでなされた平成13年度の水道料金免除申請を、奈良市水道事業管理者（当時。以下「管理者」という。）が平成13年11月16日付けで却下（以下「13年却下」という。）したところ、審査請求人は、不服申立てを経て、奈良市を相手方として、13年却下の取消しを求める訴えを奈良地方裁判所に提起した。その後、奈良地方裁判所がこれを棄却する判決を下したところ審査請求人が大阪高等裁判所へ控訴し、大阪高等裁判所は、平成15年11月12日、13年却下が処分性を有することを前提に、奈良市行政手続条例（平成11年奈良市条例第19号。以下「行手条例」という。）第8条第1項に定める、申請に対する拒否処分に当たって提示すべき理由の不備という手続上の違法があるとして、これを取り消すものとする判決を下した。そして、平成17年12月9日、奈良市による上告受理申立てを不受理とする最高裁判所の決定がなされ、13年却下の取消請求の認容判決が確定した（以下「前件裁判」という。）。

(2) 奈良市長藤原昭（当時）による依頼

前件裁判の後、管理者は、処分理由の記載に変更を加えた上、平成18年1月12日付けで、再度審査請求人に係る平成13年度の水道料金の減免申請を却下した。審査請求人は、これを不服として、この却下処分の取消し、水道料金の免除承認及び慰謝料の支払を求めて審査請求を行った。

この審査請求については、申立てのうち処分の取消しを認容し、その余を棄却ないし却下するという判決がなされたものの、その後奈良市長藤原昭（当時）から処分庁に対して、平成21年3月31日付けで、審査請求人の水道料金免除申請を承認し、審査請求人世帯への救済措置を講ずべきであるとする依頼文書が出されたこともあり、管理者は、平成21年5月7日付けで、審査請求人に係る平成21年2月分までの水道料金の免除を承認した（以下「21年承認」という。）。

(3) 審査請求人による度重なる免除理由説明

21年承認の前後から、審査請求人は、審査請求人が支払義務を負う使用料その他の徴収金に関する事務を担当する部署等に赴き、これらの部署の管理職に対して、

その異動による人員の交代がある都度、審査請求人の世帯に係る徴収金を免除すべき理由の説明を繰り返し行っていた。

その説明は、審査請求人が前件裁判における記録及び関連する経緯をまとめた大部の資料を持参し、半日程度の時間をかけてその資料を提示しつつ行われていた。

審査請求人が説明する免除理由の要旨は、「奈良市は審査請求人に対して、平成11年ころから、審査請求人の世帯の生活困窮という事由にもかかわらず、審査請求人に対する各種料金の減免を認めず、その料金の違法不当な取立て行為や減免措置に関する虚偽説明を繰り返してきた。これに対して審査請求人は不服申立てや訴訟により争ってきたが、奈良市は審査請求人の主張を認めず、そのためにこれらの争訟はいたずらに長期化し、そのせいで審査請求人は訴訟等の対応に注力せざるを得ず、就労の機会を喪失するなどの多大な損失を被った。前件裁判により減免措置に関する奈良市の違法性が明らかとなり、それに伴い奈良市は審査請求人に対して、従前の違法不当な取立て行為及び虚偽説明並びに減免の拒否それ自体により審査請求人に与えた、就労及び生活再建の機会の喪失等の損害を理由として、審査請求人に対する各種徴収金を免除する義務を負うこととなった。」というものである。

(4) 奈良市が審査請求人に対して多数の減免措置を講じてきたこと

審査請求人による度重なる免除理由説明を受けて、奈良市は、おおむね平成21年以降、下水道使用料、国民健康保険料及び一部負担金、健康診断費、印鑑証明及び住民票の発行手数料並びに固定資産税等について、審査請求人が毎年又は費用の発生する都度提出する、審査請求人の主張する免除理由を記載したほぼ同じ内容の理由書に基づき、支払の免除を認めてきた。

また、水道料金については、平成21年以降は、そもそも支払請求自体がなされていなかった。審査請求人は、水道料金に限らず各種料金の免除が、毎年免除申請をせずとも自動継続してなされるべきことにつき、免除を行うこと自体と同様の理由に基づく必要な措置であると説明していた。

(5) 平成29年度の措置に関する審査請求人の説明

処分庁は審査請求人に対して、平成29年6月5日付けで、今後の審査請求人に対する各種免除措置の取扱いを他の市民と同様の基準で適正に行っていくものとする旨の通知（以下「29年通知」という。）を発した。これを受けて、審査請求人は、改めて奈良市の各部署に赴き、これまでどおりの各種の免除措置を講じるべき

ことを主張し、その理由として、これまで審査請求人が各部署に対して繰り返してきた説明に加え、「前件裁判の結果、奈良市は審査請求人に対して損害賠償責任を負うこととなったが、その賠償額は、当時の生活保護の基準額に照らして、おおむね2000万円ほどにも上るものである。そして、審査請求人と奈良市とが、この奈良市の違法行為に対する「償い」の方法について協議を継続した結果、審査請求人が奈良市に対してこの「償い」に係る国家賠償請求訴訟を提起しないことと引換えに、審査請求人及びその世帯員が奈良市に対して支払うべき公租公課、使用料及び手数料その他の金銭負担につき、今後審査請求人及びその世帯員が存命の限り免除されるものとの合意が成立した。」ということ述べ立てた。この主張内容が、本件各審査請求に至るまで審査請求人が主張するところの「奈良市の償い」及びそれに関する合意に当たるものである。

これらの主張を行うために審査請求人が奈良市の各部署に赴く頻度は、時期的な偏りはあるものの、多いときには連日の場合を含め週に複数回となることもあり、説明及び応対の1回当たりの時間は、数十分から、5時間程度に及ぶこともあった。

また、この説明及び応対の際に、録音等の記録を行うことや、既に奈良市職員らが説明を尽くした後にも審査請求人が対応を強要するなどして対応が長時間に及ぶ場合に、対応を打ち切り審査請求人の退席を求めるなどのやりとりについて、審査請求人と奈良市職員との間で対立が生じる場面も多くあった。

(6) 本件処分等に先んじてなされた処分及び審査請求

管理者は、審査請求人が平成29年4月18日付けで行った平成29年度下水道使用料免除申請を受けて、平成29年6月27日、審査請求人に対し平成29年度下水道使用料免除不承認処分を行ったが、審査請求人はこれを不服として同処分及び同処分の日以降に行われた水道料金・下水道使用料納入通知・督促処分の取消し等を求めて、平成29年9月26日に審査請求（以下「前件審査請求」という。）を行った。前件審査請求については、弁明書、反論書及び再反論書の提出並びに口頭意見陳述の実施等の審理手続を経て、平成30年6月28日、棄却裁決がなされた。

その後、審査請求人は、平成30年7月10日に平成30年度固定資産税免除不承認処分の取消し又は変更を求める審査請求を行ったことを皮切りに、水道料金・下水道使用料督促処分、固定資産税督促処分についての審査請求等、本件審査請求

に係る審理手続の終結時点に至るまで（平成30年7月10日から平成31年4月12日までの間）に、審査庁に対して、37件の審査請求を提起している。

以上の他、審査請求人は、処分庁が行った介護保険料免除申請不承認処分及び国民健康保険料免除申請不承認処分等の介護保険料及び国民健康保険料に係る処分について、奈良県に対して、多数の審査請求を行っている。

これらの審査請求における審査請求人の主張は、上述の「奈良市の償い」及びそれに関する合意の成立を主たる理由とするものである他、審査請求人の意に沿った対応を行わなかった職員の氏名を摘示し、誹謗中傷を重ねて個人攻撃を加えるという点についても、後述する本件審査請求における審査請求人の主張と同様のものがあった。

3 審査請求人の主張の要旨

本件処分は、処分庁に属する特定の無知無能な職員による事実の捏造という犯罪的行為、並びにそれらの悪党、極悪人に加担する他の特定職員の暴挙・妄動、及び同じくそれらの悪党、極悪人に隷属する偽善者である他の特定職員による審査請求人の欺罔といった、ヤクザ組織と化した奈良市による審査請求人の権利侵害となる犯罪的行為により、「奈良市の償い」及びこれに基づく合意を無視してなされた違法なものであり、かつ行手条例第8条第1項の定めにより申請に対する拒否処分にあたって求められる処分理由の提示がなされていないという点でも違法である。

4 処分庁の主張の要旨

(1) 本案前の主張

審査請求人の主張は、何ら正当な根拠に基づくものではなく、また処分庁職員らを誹謗中傷する不当なものでもあり、さらには審査請求人が本件審査請求と同様の審査請求を大量かつ執拗に反復提起しているといった状況に鑑みると、本件審査請求の本案に係る審理手続を行うことは、本来の住民福祉に傾注されるべき職員の公務を妨げ、職員に対する誹謗中傷を許すのみで有害無益であることから、本件審査請求は審査請求権の濫用であって、審査請求の利益を欠くものとして、却下されるべきである。

(2) 本案の主張

本件処分は、本件減免基準に則って適法に行われており、かつその旨を本件通知書にも明示していることから、行手条例第8条第1項に違反するものではない。

したがって、審査請求人の主張は失当であり、本件処分は根拠規定に基づき適正になされており何ら違法な点はない。

5 本件審査請求の争点

(1) 本案前の争点（審査請求権の濫用）

本件審査請求が審査請求権の濫用にあたり、不適法なものとなるかが争点となる。

(2) 本案の争点

本件審査請求が適法なものである場合には、審査請求人の主張する「奈良市の償い」及びこれに係る合意が証明書手数料の減免理由となるか、仮になるとしてそれらに係る事実が認められるか、また、本件処分について行手条例第8条第1項に違反する理由提示の不備があるか、その他本件処分の違法事由が認められるかが争点となる。

6 争点についての判断

(1) 本案前の争点

ア 権利濫用の禁止（民法（明治29年法律第89号）第1条第3項）は、法律上の権利又は権限の行使一般について妥当する法原則であり、行政に対する市民の権利行使に関しても当てはまるものであるから、形式的には法令上の根拠を有する申請・請求その他の行為としてなされたものであっても、本来の趣旨目的に反し、社会的相当性を逸脱するような場合については、違法なものとなり得る。

そのため、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行服法」という。）に基づく審査請求についても、適式な審査請求申立の形をとっていたとしても、国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営の確保といった行服法の目的（行服法第1条第1項）に資するものでないか、又は資するところが著しく乏しいことが明らかであり、審査請求に仮託して正当な行政行為の妨害や特定職員の誹謗中傷を行うこと等の不当な目的又は態様によりなされたものである場合には、行服法の趣旨に鑑みて当該審査請求を認めることにより得られる利益と害される利益も考慮の上、審査請求を認めることにより却って公益を害し、行服法の趣旨に反することとなるときには、当該審査請求は審査請求権の濫用に該当する不適法なものとして却下されるべきものと言える。

審査請求人は、21年承認がなされた後、29年通知が発出されるまでの間、審査請求人が支払義務を負う各種の徴収金の収納事務を担当する部署を始め、奈

良市企業局及び奈良市の多数の部署を訪れ、長時間にわたって各部署の管理職員らに対応を強制し、一連の審査請求において審査請求人が主張するところの「奈良市の償い」の基礎となる事実に基づき審査請求人に対する徴収金の免除等の特別の措置を講ずべきことを説明し、それに応じさせてきた。

29年通知以降は、奈良市及び奈良市企業局において、審査請求人から長時間にわたる対応の強制その他の不当な要求を受けたとしても、各種徴収金の減免について審査請求人を特別扱いせず、他の市民と同様の基準で減免に関する判断を行うこととされ、「奈良市の償い」に類する理由による徴収金の免除が認められなくなったため、審査請求人による自己に有利な取扱いを求めての奈良市企業局又は奈良市の訪問と職員らへの対応要求は、より頻繁になった。

また、それらの訪問及び対応要求の際には、「奈良市の償い」に基づき徴収金の免除等の措置を講ずべきことを執拗に求めるだけでなく、審査請求人による各種徴収金の免除申請を不承認とする等、審査請求人による要求について審査請求人の意に沿わない対応をとった職員個人に対して、審査請求人は、罵声を浴びせ誹謗中傷を加えるなど執拗に個人攻撃を繰り返し、当該職員らが審査請求人にそのような不当な言動を止めるよう求め、又は対応を拒否し若しくは打ち切ろうとした際等に、当該職員らを撮影するなどしていた。

上述の通り、本件審査請求は、審査請求人により繰り返し行われている、「奈良市の償い」を理由とする各種徴収金の免除、不徴収又は徴収猶予を不承認とされたことについての37件に上る審査請求の一つとしてなされたものであり、それら審査請求と、「奈良市の償い」が市長の特に認めるものとして徴収金の免除等の特別の理由となるかという争点を同じくするものである。

37件の審査請求のうち、（前件審査請求については、平成30年6月28日）平成30年度第5号請求及び第7号請求については平成31年3月25日、平成30年度第6号請求については平成31年4月24日、それぞれ棄却裁決が、平成30年度第8号、9号及び11号請求については平成31年4月24日に一部却下一部棄却裁決が、審査請求人による反論書等の書面の提出及び口頭意見陳述を経た上で各々なされている。そして、平成30年度第15号請求については平成31年3月28日に却下裁決がなされている。

以上の本件審査請求に関する事実関係からすると、審査請求人の主張の実質と

して解し得る「奈良市の償い」及びこれに係る合意は、前件審査請求を含め審査請求人が提起する多数の審査請求における主張と共通し、なおかつ前件審査請求以前の事実に係るものであって、本件審査請求において新たな主張・証拠が提出されたわけでもなく、その他前件審査請求からの争点の判断に関わる事情の変更も存しないことが明らかである。そうすると、本件審査請求については、既に棄却された前件審査請求において審査庁の判断が示された争点について、実質的に同一の主張を繰り返すものに過ぎず、前件審査請求後に審理に影響し得る事情の変更が生じたとも認められないことから、本件審査請求に係る審理を行うことによって、国民の権利利益の救済、行政の適正な運営の確保又は住民福祉の増進に資するところはない。

そして、本件審査請求書の記載は、審査請求人の意向に従わない職員を誹謗中傷し、自らの利益となる行為を要求するものであって、先行する審査請求の審理手続における審査請求人の言動からしても、本件審査請求を含む審査請求人により提起された多数の審査請求は、審査請求人が21年承認以降、その中でも特に29年通知の発出後において繰り返し行ってきた不当要求ないし不当要求類似行為と実質的に同一であり、それらの行為の一環としてなされたこともまた明らかであるから、正当な目的・態様によるものとは全く認められない。

さらには、審査請求人は、本件審査請求書についての補正を求める質問書（以下「本件補正質問」という。）により、十分な余裕をもって補正の機会を付与されたにもかかわらずこれに応じることなく、加えて執拗に反復継続される審査請求人の不当要求ないし不当要求類似行為の態様に鑑みても、補正の見込みも無いものと判断せざるを得ない。

このように審査請求人による不当要求ないし不当要求類似行為の一環としてなされる本件審査請求その他の審査請求について、これらを通常の審査請求と同様に取り扱って審理手続を進めることは、処分庁・審査庁にとって本来の業務を圧迫し、それらの業務を通じて守られるべき市民の利益が損なわれることが不可避となる他、審査請求の形式さえ取れば、不当要求に類する行為の対応を処分庁・審査庁に強いることを許容する結果となり、行政の適正な執行を害するという不利益も伴い、却って国民の権利利益の救済・住民福祉の増進に反する事態を生じるものである。

これに対し、本件審査請求を正当なものとして取り扱うことによって得られる客観的な利益は、審査請求人の正当な権利利益の保護も含め、何ら存するものとは認められない。

また、救済本位の観点から、行服法の運用に当たって審査請求人の立場に配慮すべきであるとしても、前件審査請求を含む先行する審査請求の審理手続及び裁決を考慮しつつ、審査請求人としては、遅くとも本件補正質問の回答提出期限までには、これまで述べてきた本件審査請求の不当性を容易に認識し、補正ないし是正することが可能であったと言える。それにもかかわらず、審査請求人は本件補正質問に応じないばかりか、さらに同様の審査請求を重ねて繰り返すことにより、自ら補正又は是正の見込みも無いことを示しているのであるから、不当な態様・目的の下に提起された本件審査請求に関し、酌むべき事情は認められない。

したがって、本件審査請求は、行服法の目的に資するものではなく、審査請求人により不当な目的・態様でなされたものであって、これを認めることによる不利益は多大なものである一方、それにより得られる正当な利益は何ら認められず、却って公益を害し行服法の趣旨に反することとなるものであるから、審査請求権の濫用として、不適法である。

イ 本件審査請求については審査請求権の濫用として不適法なものであるから、その余は争点となり得ず、判断を要しない。

(2) 本案の争点

本件審査請求については審査請求権の濫用として不適法なものであるから、本案に関する事項についての判断を要しない。

(3) 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であるから、行服法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

第4 裁決日

令和元年6月5日

使用料の徴収に関する処分等についての 審査請求に係る報告について

使用料の徴収に関する処分等について行われた行政不服審査法第2条の規定による審査請求に対し、次のとおり却下したので、地方自治法第229条第4項及び第231条の3第9項の規定により報告する。

令和元年9月11日提出

奈良市長 仲川元庸

第1 審査請求年月日

平成31年1月4日、1月9日、2月5日、2月12日及び2月20日

第2 主文

本件各審査請求を却下する。

第3 事実及び意見の理由

1 事案の概要

処分庁は、審査請求人に対し、平成30年10月3日付けで、審査請求人が納付すべき平成30年8月分の水道料金・下水道使用料納入通知書を、平成30年10月31日を納期限として、平成30年11月5日付けで、同じく平成30年9月分の水道料金・下水道使用料納入通知書を、平成30年11月30日を納期限として、それぞれ送付した。

処分庁は、審査請求人が平成30年7月分及び8月分の水道料金・下水道使用料を納期限までに納入しなかったことから、審査請求人に対し、平成30年10月12日付けで、平成30年10月31日を納期限として、平成30年7月分水道料金・下水道使用料督促状を、平成30年11月12日付けで、平成30年11月30日を納期限として、平成30年8月分水道料金・下水道使用料督促状を、それぞれ送付した。

処分庁は、審査請求人による、平成30年10月9日付け、平成30年11月6日付け及び平成30年12月4日付けの、いずれも同様に本市職員による「事実の捏

造」、申請権行使の妨害等の違法若しくは不当な行為、又は「奈良市の償い」の不履行若しくは信義則違反を理由とするものと見られる、平成29年4月分ないし7月分の水道料金及び下水道使用料の支払猶予申請に対して、平成30年10月18日付け、平成30年11月13日付け及び平成30年12月7日付けで、それぞれ不承認通知書を送付した。

これら本件処分等を不服として、審査請求人が本件各審査請求を提起したものである。

2 本件各審査請求に至る経緯

(1) 前件裁判

審査請求人により平成13年9月18日付けでなされた平成13年度の水道料金免除申請を、処分庁が平成13年11月16日付けで却下（以下「13年却下」という。）したところ、審査請求人は、不服申立てを経て、奈良市を相手方として、13年却下の取消しを求める訴えを奈良地方裁判所に提起した。その後、奈良地方裁判所がこれを棄却する判決を下したところ審査請求人が大阪高等裁判所へ控訴し、大阪高等裁判所は、平成15年11月12日、13年却下が処分性を有することを前提に、奈良市行政手続条例（平成11年奈良市条例第19号。以下「行手条例」という。）第8条第1項に定める、申請に対する拒否処分に当たって提示すべき理由の不備という手続上の違法があるとして、これを取り消すものとする判決を下した。そして、平成17年12月9日、奈良市による上告受理申立てを不受理とする最高裁判所の決定がなされ、13年却下の取消請求の認容判決が確定した（以下「前件裁判」という。）。

(2) 奈良市長藤原昭（当時）による依頼

前件裁判の後、処分庁は、処分理由の記載に変更を加えた上、平成18年1月12日付けで、再度審査請求人に係る平成13年度の水道料金の減免申請を却下した。審査請求人は、これを不服として、この却下処分の取消し、水道料金の免除承認及び慰謝料の支払を求めて審査請求を行った。

この審査請求については、申立てのうち処分の取消しを認容し、その余を棄却ないし却下するという裁決がなされたものの、その後奈良市長藤原昭（当時）から処分庁に対して、平成21年3月31日付けで、審査請求人の水道料金免除申請を承認し、審査請求人世帯への救済措置を講ずべきであるとする依頼文書が出されたこ

ともあり、処分庁は、平成21年5月7日付けで、審査請求人に係る平成21年2月分までの水道料金の免除を承認した（以下「21年承認」という。）。

(3) 審査請求人による度重なる免除理由説明

21年承認の前後から、審査請求人は、審査請求人が支払義務を負う使用料その他の徴収金に関する事務を担当する部署等に赴き、これらの部署の管理職に対して、その異動による人員の交代がある都度、審査請求人の世帯に係る徴収金を免除すべき理由の説明を繰り返し行っていた。

その説明は、審査請求人が前件裁判における記録及び関連する経緯をまとめた大部の資料を持参し、半日程度の時間をかけてその資料を提示しつつ行われていた。

審査請求人が説明する免除理由の要旨は、「奈良市は審査請求人に対して、平成11年ころから、審査請求人の世帯の生活困窮という事由にもかかわらず、審査請求人に対する各種料金の減免を認めず、その料金の違法不当な取立て行為や減免措置に関する虚偽説明を繰り返してきた。これに対して審査請求人は不服申立てや訴訟により争ってきたが、奈良市は審査請求人の主張を認めず、そのためにこれらの争訟はいたずらに長期化し、そのせいで審査請求人は訴訟等の対応に注力せざるを得ず、就労の機会を喪失するなどの多大な損失を被った。前件裁判により減免措置に関する奈良市の違法性が明らかとなり、それに伴い奈良市は審査請求人に対して、従前の違法不当な取立て行為及び虚偽説明並びに減免の拒否それ自体により審査請求人に与えた、就労及び生活再建の機会の喪失等の損害を理由として、審査請求人に対する各種徴収金を免除する義務を負うこととなった。」というものである。

(4) 奈良市が審査請求人に対して多数の減免措置を講じてきたこと

審査請求人による度重なる免除理由説明を受けて、奈良市は、おおむね平成21年以降、下水道使用料、国民健康保険料及び一部負担金、健康診断費、印鑑証明及び住民票の発行手数料並びに固定資産税等について、審査請求人が毎年又は費用の発生する都度提出する、審査請求人の主張する免除理由を記載したほぼ同じ内容の理由書に基づき、支払の免除を認めてきた。

また、水道料金については、平成21年以降は、そもそも支払請求自体がなされていないなかった。審査請求人は、水道料金に限らず各種料金の免除が、毎年免除申請をせずとも自動継続してなされるべきことにつき、免除を行うこと自体と同様の理由に基づく必要な措置であると説明していた。

(5) 平成29年度の措置に関する審査請求人の説明

奈良市は審査請求人に対して、平成29年6月5日付けで、今後の審査請求人に対する各種免除措置の取扱いを他の市民と同様の基準で適正に行っていくものとする旨の通知（以下「29年通知」という。）を発した。これを受けて、審査請求人は、改めて奈良市の各部署に赴き、これまでどおりの各種の免除措置を講じるべきことを主張し、その理由として、これまで審査請求人が各部署に対して繰り返してきた説明に加え、「前件裁判の結果、奈良市は審査請求人に対して損害賠償責任を負うこととなったが、その賠償額は、当時の生活保護の基準額に照らして、おおむね2000万円ほどにも上るものである。そして、審査請求人と奈良市とが、この奈良市の違法行為に対する「償い」の方法について協議を継続した結果、審査請求人が奈良市に対してこの「償い」に係る国家賠償請求訴訟を提起しないことと引換えに、審査請求人及びその世帯員が奈良市に対して支払うべき公租公課、使用料及び手数料その他の金銭負担につき、今後審査請求人及びその世帯員が存命の限り免除されるものとの合意が成立した。」ということ述べ立てた。この主張内容が、本件各審査請求に至るまで審査請求人が主張するところの「奈良市の償い」及びそれに関する合意に当たるものである。

これらの主張を行うために審査請求人が奈良市の各部署に赴く頻度は、時期的な偏りはあるものの、多いときには連日の場合を含め週に複数回となることもあり、説明及び対応の1回当たりの時間は、数十分から、5時間程度に及ぶこともあった。

また、この説明及び対応の際に、録音等の記録を行うことや、既に奈良市職員らが説明を尽くした後にも審査請求人が対応を強要するなどして対応が長時間に及ぶ場合に、対応を打ち切り審査請求人の退席を求めるなどのやりとりについて、審査請求人と奈良市職員との間で対立が生じる場面も多くあった。

(6) 本件処分等に先んじてなされた処分及び審査請求

処分庁は、審査請求人が平成29年4月18日付けで行った平成29年度下水道使用料免除申請を受けて、平成29年6月27日、審査請求人に対し平成29年度下水道使用料免除不承認処分を行ったが、審査請求人はこれを不服として同処分及び同処分の日以降に行われた水道料金・下水道使用料納入通知・督促処分の取消し等を求めて、平成29年9月26日に審査請求（以下「前件審査請求」という。）を行った。

前件審査請求については、弁明書、反論書及び再反論書の提出並びに口頭意見陳述の実施等の審理手続を経て、平成30年6月28日、棄却裁決がなされた。

その後、審査請求人は、平成30年7月10日に平成30年度固定資産税免除不承認処分の取消し又は変更を求める審査請求を行ったことを皮切りに、水道料金・下水道使用料督促処分、固定資産税督促処分及び証明書手数料免除不承認処分についての審査請求等、本件各審査請求に係る審理手続の終結時点に至るまで（平成30年7月10日から令和元年5月16日までの間）に、審査庁に対して、39件の審査請求を提起している。これらのうちには、処分庁が平成30年4月26日に行った、平成30年度下水道使用料免除不承認処分（以下「30年処分」という。）の取消し又は変更を求める審査請求（平成30年度第6号請求）も含まれている。

以上の他、審査請求人は、奈良市長が行った介護保険料免除申請不承認処分及び国民健康保険料免除申請不承認処分について、奈良県に対して、複数件の審査請求を行っている。

これらの審査請求における審査請求人の主張は、上述の「奈良市の償い」及びそれに関する合意の成立を主たる理由とするものである他、審査請求人の意に沿った対応を行わなかった職員の氏名を摘示し、誹謗中傷を重ねて個人攻撃を加えるという点についても、後述する本件各審査請求における審査請求人の主張と同様のものであった。

3 審査請求人の主張の要旨

30年処分は、処分庁に属する特定の無知無能な職員による事実の捏造という犯罪的行為、並びにそれらの悪党、極悪人に加担する他の特定職員の暴挙・妄動、及び同じくそれらの悪党、極悪人に隷属する偽善者である他の特定職員による審査請求人の欺罔といった、ヤクザ組織と化した奈良市による審査請求人の権利侵害となる犯罪的行為により、「奈良市の償い」及びこれに基づく合意を無視してなされた違法なものであり、かつ行手条例第8条第1項の定めにより申請に対する拒否処分にあって求められる処分理由の提示がなされていないという点でも違法であって、したがって30年処分の後続処分である本件処分等も違法なものである。

また、水道料金支払猶予申請不承認処分及び下水道使用料支払猶予申請不承認処分については、それ自体行手条例第8条第1項に定める理由の提示がなされていない違法がある。

4 処分庁の主張の要旨

(1) 本案前の主張

審査請求人の主張は、何ら正当な根拠に基づくものではなく、また処分庁職員らを誹謗中傷する不当なものでもあり、さらには審査請求人が本件各審査請求と同様の審査請求を大量かつ執拗に反復提起しているといった状況に鑑みると、本件各審査請求の本案に係る審理手続を行うことは、本来の住民福祉に傾注されるべき職員の公務を妨げ、職員に対する誹謗中傷を許すのみで有害無益であることから、本件各審査請求は審査請求権の濫用であって、審査請求の利益を欠くものとして、却下されるべきである。

なお、水道料金債権は私法上の契約である給水契約によって発生する私債権であって、これに関する処分性は認められないことから、水道処分等は審査請求の対象とならず、本件各審査請求のうち、水道処分等を対象とするものについては当然に却下されるべきである。

(2) 本案の主張

30年処分は何ら違法なものではないが、仮に違法であったとしても、それによって平成30年度分下水道使用料を免除する効果が発生するものではないから、下水道処分等の効果に影響するものではない。

また、下水道使用料支払猶予申請不承認処分については、根拠規定を特定して不承認の理由を具体的に記載しており、行手条例第8条第1項に違反するものではない。

したがって、審査請求人の主張は失当であり、下水道処分等は根拠規定に基づき適正になされており何ら違法な点はない。

5 本件各審査請求の争点

(1) 本案前の争点

ア 審査請求権の濫用

本件各審査請求が審査請求権の濫用にあたり、不適法なものとなるかが争点となる。

イ 水道処分等の処分性の有無

水道処分等に処分性が認められ、審査請求の対象となり得るかが争点となる。

(2) 本案の争点

ア 水道処分等の違法性

水道処分等に対する審査請求が適法なものである場合には、21年承認の効力により現在に至るまで審査請求人について水道料金の免除が認められるかが争点となる。

イ 下水道処分等の違法性

下水道処分等に対する審査請求が適法なものである場合には、30年処分の違法性が下水道処分等の効力に影響し得るか、影響し得るとした場合に30年処分が違法といえるか、また行手条例第8条第1項に定める理由の提示がなされているかその他下水道処分等自体の違法事由が存在するかが争点となる。

6 争点についての判断

(1) 本案前の争点

ア 権利濫用の禁止（民法（明治29年法律第89号）第1条第3項）は、法律上の権利又は権限の行使一般について妥当する法原則であり、行政に対する市民の権利行使に関しても当てはまるものであるから、形式的には法令上の根拠を有する申請・請求その他の行為としてなされたものであっても、本来の趣旨目的に反し、社会的相当性を逸脱するような場合については、違法なものとなり得る。

そのため、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行服法」という。）に基づく審査請求についても、適式の審査請求申立の形をとっていたとしても、国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営の確保といった行服法の目的（行服法第1条第1項）に資するものでないか、又は資するところが著しく乏しいことが明らかであり、審査請求に仮託して正当な行政行為の妨害や特定職員の誹謗中傷を行うこと等の不当な目的又は態様によりなされたものである場合には、行服法の趣旨に鑑みて当該審査請求を認めることにより得られる利益と害される利益も考慮の上、審査請求を認めることにより却って公益を害し、行服法の趣旨に反することとなるときには、当該審査請求は審査請求権の濫用に該当する不適法なものとして却下されるべきものと言える。

審査請求人は、21年承認がなされた後、29年通知が発出されるまでの間、審査請求人が支払義務を負う各種の徴収金の収納事務を担当する部署を始め、処分庁及び審査庁の多数の部署を訪れ、長時間にわたって各部署の管理職員らに対応を強制し、一連の審査請求において審査請求人が主張するところの「奈良市の

償い」の基礎となる事実に基づき審査請求人に対する徴収金の免除等の特別の措置を講ずべきことを説明し、それに応じさせてきた。

29年通知以降は、処分庁及び奈良市において、審査請求人から長時間にわたる対応の強制その他の不当な要求を受けたとしても、各種徴収金の減免について審査請求人を特別扱いせず、他の市民と同様の基準で減免に関する判断を行うこととされ、「奈良市の償い」に類する理由による徴収金の免除が認められなくなったため、審査請求人による自己に有利な取扱いを求めての処分庁・奈良市の訪問と職員らへの対応要求は、より頻繁になった。

また、それらの訪問及び対応要求の際には、「奈良市の償い」に基づき徴収金の免除等の措置を講ずべきことだけでなく、審査請求人による各種徴収金の免除申請を不承認とする等、審査請求人による要求について審査請求人の意に沿わない対応をとった職員個人に対して、審査請求人は、罵声を浴びせ誹謗中傷を加えるなど執拗に個人攻撃を繰り返し、当該職員らが審査請求人にそのような不当な言動を止めるよう求め、又は対応を拒否し若しくは打ち切ろうとした際等に、当該職員らを撮影するなどしていた。

上述の通り、本件各審査請求は、審査請求人により繰り返し行われている、「奈良市の償い」を理由とする各種徴収金の免除、不徴収又は徴収猶予を不承認とされたことについての39件に上る審査請求の一つとしてなされたものであり、それら審査請求と、「奈良市の償い」が市長の特に認めるものとして徴収金の免除等の特別の理由となるかという争点を同じくするものである。

39件の審査請求のうち、平成30年度第5号請求及び第7号請求については平成31年3月25日、平成30年度第6号請求については平成31年4月24日、それぞれ棄却裁決が、平成30年度第8号、第9号及び第11号請求については平成31年4月24日に一部却下一部棄却裁決が、審査請求人による反論書等の書面の提出及び口頭意見陳述を経た上で各々なされている。そして、平成30年度第15号請求については平成31年3月28日、平成30年度第13号及び14号請求については平成31年4月24日に、それぞれ却下裁決がなされている。

加えて、平成30年度第16号ないし20号請求については、既に審理手続が終結し、令和元年5月13日、審査請求を却下することを相当とする審理員意見

書が提出されている。

以上の本件各審査請求に関する事実関係からすると、審査請求人の主張の実質として解し得る「奈良市の償い」及びこれに係る合意は、前件審査請求を含め審査請求人が提起する多数の審査請求における主張と共通し、なおかつ前件審査請求以前の事実に係るものであって、本件各審査請求において新たな主張・証拠が提出されたわけでもないことから、前件審査請求からの争点の判断に関わる事情の変更も存しないことが明らかである。そうすると、本件各審査請求については、既に棄却された前件審査請求において審査庁の判断が示された争点について、実質的に同一の主張を繰り返すものに過ぎず、本件各審査請求に係る審理を行うことによって、国民の権利利益の救済、行政の適正な運営の確保又は住民福祉の増進に資するところはない。

そして、本件各審査請求書の記載は、審査請求人の意向に従わない職員を誹謗中傷し、自らの利益となる行為を要求するものであって、先行する審査請求の審理手続における審査請求人の言動からしても、本件各審査請求を含む審査請求人により提起された多数の審査請求は、審査請求人が21年承認以降、その中でも特に29年通知の発出後において繰り返し行ってきた不当要求ないし不当要求類似行為と実質的に同一であり、それらの行為の一環としてなされたこともまた明らかであるから、正当な目的・態様によるものとは全く認められない。

さらには、審査請求人は、本件各審査請求書についての補正を求める質問書（以下「本件補正質問」という。）により、十分な余裕をもって補正の機会を付与されたにもかかわらずこれに応じることなく、加えて執拗に反復継続される審査請求人の不当要求ないし不当要求類似行為の態様に鑑みても、補正の見込みも無いものと判断せざるを得ない。

このように審査請求人による不当要求ないし不当要求類似行為の一環としてなされる本件各審査請求その他の審査請求について、これらを通常の審査請求と同様に取り扱って審理手続を進めることは、処分庁・審査庁にとって本来の業務を圧迫し、それらの業務を通じて守られるべき市民の利益が損なわれることが不可避となる他、審査請求の形式さえ取れば、不当要求に類する行為の対応を処分庁・審査庁に強いることを許容する結果となり、行政の適正な執行を害するという不利益も伴い、却って国民の権利利益の救済、住民福祉の増進に反する事態を生

じるものである。

これに対し、本件各審査請求を正当なものとして取り扱うことによって得られる客観的な利益は、審査請求人の正当な権利利益の保護も含め、何ら存するものとは認められない。

また、救済本位の観点から、行服法の運用に当たって審査請求人の立場に配慮すべきであるとしても、前件審査請求を含む先行する審査請求の審理手続及び裁決を考慮しつつ、審査請求人としては、遅くとも本件補正質問の回答提出期限までには、これまで述べてきた本件各審査請求の不当性を容易に認識し、補正ないし是正することが可能であったと言える。それにもかかわらず、審査請求人は本件補正質問に応じないばかりか、さらに同様の審査請求を重ねて繰り返すことにより、自ら補正又は是正の見込みも無いことを示しているのであるから、不当な態様・目的の下に提起された本件各審査請求に関し、酌むべき事情は認められない。

したがって、本件各審査請求は、行服法の目的に資するものではなく、審査請求人により不当な目的・態様でなされたものであって、これを認めることによる不利益は多大なものである一方、それにより得られる正当な利益は何ら認められず、却って公益を害し行服法の趣旨に反することとなるものであるから、審査請求権の濫用として、不適法である。

イ 本件各審査請求については審査請求権の濫用として不適法なものであるから、その余は争点となり得ず、判断を要しない。

(2) 本案の争点

本件各審査請求については審査請求権の濫用として不適法なものであるから、本案に関する事項についての判断を要しない。

(3) 結論

以上のとおり、本件各審査請求は不適法であるから、行服法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

第4 裁決日

令和元年8月7日

使用料の徴収に関する処分等についての 審査請求に係る報告について

使用料の徴収に関する処分等について行われた行政不服審査法第2条の規定による審査請求に対し、次のとおり却下したので、地方自治法第229条第4項及び第231条の3第9項の規定により報告する。

令和元年9月11日提出

奈良市長 仲川元庸

第1 審査請求年月日

平成31年3月6日及び3月14日

第2 主文

本件各審査請求を却下する。

第3 事実及び意見の理由

1 事案の概要

処分庁は、審査請求人に対し、平成30年12月5日付けで、審査請求人が納付すべき平成30年10月分の水道料金及び下水道使用料の納入通知書を、平成30年12月31日を納期限として送付した。

処分庁は、審査請求人が平成30年9月分の水道料金・下水道使用料を納期限までに納入しなかったことから、審査請求人に対し、平成30年12月12日付けで、平成30年12月31日を納期限として、平成30年9月分水道料金・下水道使用料督促状を送付した。

処分庁は、審査請求人による、平成30年12月4日付け及び平成31年1月4日付けの、いずれも同様に本市職員による「事実の捏造」、申請権行使の妨害等の違法若しくは不当な行為、又は「奈良市の償い」の不履行若しくは信義則違反を理由とするものと見られる、平成29年8月分及び9月分の水道料金及び下水道使用料の支払猶予申請に対して、平成30年12月7日付け及び平成31年1月10日付けで、そ

それぞれ不承認通知書を送付した。

これら本件処分等を不服として、審査請求人が本件各審査請求を提起したものである。

2 本件各審査請求に至る経緯

(1) 前件裁判

審査請求人により平成13年9月18日付けでなされた平成13年度の水道料金免除申請を、処分庁が平成13年11月16日付けで却下（以下「13年却下」という。）したところ、審査請求人は、不服申立てを経て、奈良市を相手方として、13年却下の取消しを求める訴えを奈良地方裁判所に提起した。その後、奈良地方裁判所がこれを棄却する判決を下したところ審査請求人が大阪高等裁判所へ控訴し、大阪高等裁判所は、平成15年11月12日、13年却下が処分性を有することを前提に、奈良市行政手続条例（平成11年奈良市条例第19号。以下「行手条例」という。）第8条第1項に定める、申請に対する拒否処分に当たって提示すべき理由の不備という手続上の違法があるとして、これを取り消すものとする判決を下した。そして、平成17年12月9日、奈良市による上告受理申立てを不受理とする最高裁判所の決定がなされ、13年却下の取消請求の認容判決が確定した（以下「前件裁判」という。）。

(2) 奈良市長藤原昭（当時）による依頼

前件裁判の後、処分庁は、処分理由の記載に変更を加えた上、平成18年1月12日付けで、再度審査請求人に係る平成13年度の水道料金の減免申請を却下した。審査請求人は、これを不服として、この却下処分の取消し、水道料金の免除承認及び慰謝料の支払を求めて審査請求を行った。

この審査請求については、申立てのうち処分の取消しを認容し、その余を棄却ないし却下するという裁決がなされたものの、その後奈良市長藤原昭（当時）から処分庁に対して、平成21年3月31日付けで、審査請求人の水道料金免除申請を承認し、審査請求人世帯への救済措置を講ずべきであるとする依頼文書が出されたこともあり、処分庁は、平成21年5月7日付けで、審査請求人に係る平成21年2月分までの水道料金の免除を承認した（以下「21年承認」という。）。

(3) 審査請求人による度重なる免除理由説明

21年承認の前後から、審査請求人は、審査請求人が支払義務を負う使用料その

他の徴収金に関する事務を担当する部署等に赴き、これらの部署の管理職に対して、その異動による人員の交代がある都度、審査請求人の世帯に係る徴収金を免除すべき理由の説明を繰り返し行っていた。

その説明は、審査請求人が前件裁判における記録及び関連する経緯をまとめた大部の資料を持参し、半日程度の時間をかけてその資料を提示しつつ行われていた。

審査請求人が説明する免除理由の要旨は、「奈良市は審査請求人に対して、平成11年ころから、審査請求人の世帯の生活困窮という事由にもかかわらず、審査請求人に対する各種料金の減免を認めず、その料金の違法不当な取立て行為や減免措置に関する虚偽説明を繰り返してきた。これに対して審査請求人は不服申立てや訴訟により争ってきたが、奈良市は審査請求人の主張を認めず、そのためにこれらの争訟はいたずらに長期化し、そのせいで審査請求人は訴訟等の対応に注力せざるを得ず、就労の機会を喪失するなどの多大な損失を被った。前件裁判により減免措置に関する奈良市の違法性が明らかとなり、それに伴い奈良市は審査請求人に対して、従前の違法不当な取立て行為及び虚偽説明並びに減免の拒否それ自体により審査請求人に与えた、就労及び生活再建の機会の喪失等の損害を理由として、審査請求人に対する各種徴収金を免除する義務を負うこととなった。」というものである。

(4) 奈良市が審査請求人に対して多数の減免措置を講じてきたこと

審査請求人による度重なる免除理由説明を受けて、奈良市は、おおむね平成21年以降、下水道使用料、国民健康保険料及び一部負担金、健康診断費、印鑑証明及び住民票の発行手数料並びに固定資産税等について、審査請求人が毎年又は費用の発生する都度提出する、審査請求人の主張する免除理由を記載したほぼ同じ内容の理由書に基づき、支払の免除を認めてきた。

また、水道料金については、平成21年以降は、そもそも支払請求自体がなされていなかった。審査請求人は、水道料金に限らず各種料金の免除が、毎年免除申請をせずとも自動継続してなされるべきことにつき、免除を行うこと自体と同様の理由に基づく必要な措置であると説明していた。

(5) 平成29年度の措置に関する審査請求人の説明

奈良市は審査請求人に対して、平成29年6月5日付けで、今後の審査請求人に対する各種免除措置の取扱いを他の市民と同様の基準で適正に行っていくものとする旨の通知（以下「29年通知」という。）を発した。これを受けて、審査請求人

は、改めて奈良市の各部署に赴き、これまでどおりの各種の免除措置を講じるべきことを主張し、その理由として、これまで審査請求人が各部署に対して繰り返してきた説明に加え、「前件裁判の結果、奈良市は審査請求人に対して損害賠償責任を負うこととなったが、その賠償額は、当時の生活保護の基準額に照らして、おおむね2000万円ほどにも上るものである。そして、審査請求人と奈良市とが、この奈良市の違法行為に対する「償い」の方法について協議を継続した結果、審査請求人が奈良市に対してこの「償い」に係る国家賠償請求訴訟を提起しないことと引換えに、審査請求人及びその世帯員が奈良市に対して支払うべき公租公課、使用料及び手数料その他の金銭負担につき、今後審査請求人及びその世帯員が存命の限り免除されるものとの合意が成立した。」ということを述べ立てた。この主張内容が、本件各審査請求に至るまで審査請求人が主張するところの「奈良市の償い」及びそれに関する合意に当たるものである。

これらの主張を行うために審査請求人が奈良市の各部署に赴く頻度は、時期的な偏りはあるものの、多いときには連日の場合を含め週に複数回となることもあり、説明及び応対の1回当たりの時間は、数十分から、5時間程度に及ぶこともあった。

また、この説明及び応対の際に、録音等の記録を行うことや、既に奈良市職員らが説明を尽くした後も審査請求人が対応を強要するなどして対応が長時間に及ぶ場合に、対応を打ち切り審査請求人の退席を求めるなどのやりとりについて、審査請求人と奈良市職員との間で対立が生じる場面も多くあった。

(6) 本件処分等に先んじてなされた処分及び審査請求

処分庁は、審査請求人が平成29年4月18日付けで行った平成29年度下水道使用料免除申請を受けて、平成29年6月27日、審査請求人に対し平成29年度下水道使用料免除不承認処分を行ったが、審査請求人はこれを不服として同処分及び同処分の日以降に行われた水道料金・下水道使用料納入通知・督促処分の取消し等を求めて、平成29年9月26日に審査請求（以下「前件審査請求」という。）を行った。前件審査請求については、弁明書、反論書及び再反論書の提出並びに口頭意見陳述の実施等の審理手続を経て、平成30年6月28日、棄却裁決がなされた。

その後、審査請求人は、平成30年7月10日に平成30年度固定資産税免除不承認処分の取消し又は変更を求める審査請求を行ったことを皮切りに、水道料金・

下水道使用料督促処分、固定資産税督促処分及び証明書手数料免除不承認処分についての審査請求等、本件各審査請求に係る審理手続の終結時点に至るまで（平成30年7月10日から令和元年6月21日までの間）に、審査庁に対して、49件の審査請求を提起している。これらのうちには、処分庁が平成30年4月26日に行った、平成30年度下水道使用料免除不承認処分（以下「30年処分」という。）の取消し又は変更を求める審査請求（平成30年度第6号請求）も含まれている。

以上の他、審査請求人は、奈良市長が行った介護保険料免除申請不承認処分及び国民健康保険料免除申請不承認処分等の介護保険料及び国民健康保険料に係る処分について、奈良県に対して、多数の審査請求を行っている。

これらの審査請求における審査請求人の主張は、上述の「奈良市の償い」及びこれに関する合意の成立を主たる理由とするものである他、審査請求人の意に沿った対応を行わなかった職員の氏名を摘示し、誹謗中傷を重ねて個人攻撃を加えるという点についても、後述する本件各審査請求における審査請求人の主張と同様のものであった。

3 審査請求人の主張の要旨

30年処分は、処分庁に属する特定の無知無能な職員による事実の捏造という犯罪的行為、並びにそれらの悪党、極悪人に加担する他の特定職員の暴挙・妄動、及び同じくそれらの悪党、極悪人に隷属する偽善者である他の特定職員による審査請求人の欺罔といった、ヤクザ組織と化した奈良市による審査請求人の権利侵害となる犯罪的行為により、「奈良市の償い」及びこれに基づく合意を無視してなされた違法なものであり、かつ行手条例第8条第1項の定めにより申請に対する拒否処分にあたって求められる処分理由の提示がなされていないという点でも違法であって、したがって30年処分の後続処分である本件処分等も違法なものである。

また、水道料金支払猶予申請不承認処分及び下水道使用料支払猶予申請不承認処分については、それ自体行手条例第8条第1項に定める理由の提示がなされていない違法がある。

4 処分庁の主張の要旨

(1) 本案前の主張

審査請求人の主張は、何ら正当な根拠に基づくものではなく、また処分庁職員らに誹謗中傷する不当なものでもあり、さらには審査請求人が本件各審査請求と同様

の審査請求を大量かつ執拗に反復提起しているといった状況に鑑みると、本件各審査請求の本案に係る審理手続を行うことは、本来の住民福祉に傾注されるべき職員の公務を妨げ、職員に対する誹謗中傷を許すのみで有害無益であることから、本件各審査請求は審査請求権の濫用であって、審査請求の利益を欠くものとして、却下されるべきである。

なお、水道料金債権は私法上の契約である給水契約によって発生する私債権であって、これに関する処分性は認められないことから、水道処分等は審査請求の対象とならず、本件各審査請求のうち、水道処分等を対象とするものについては当然に却下されるべきである。

(2) 本案の主張

30年処分は何ら違法なものではないが、仮に違法であったとしても、それによって平成30年度分下水道使用料を免除する効果が発生するものではないから、下水道処分等の効果に影響するものではない。

また、下水道使用料支払猶予申請不承認処分については、根拠規定を特定して不承認の理由を具体的に記載しており、行手条例第8条第1項に違反するものではない。

したがって、審査請求人の主張は失当であり、下水道処分等は根拠規定に基づき適正になされており何ら違法な点はない。

5 本件各審査請求の争点

(1) 本案前の争点

ア 審査請求権の濫用

本件各審査請求が審査請求権の濫用にあたり、不適法なものとなるかが争点となる。

イ 水道処分等の処分性の有無

水道処分等に処分性が認められ、審査請求の対象となり得るかが争点となる。

(2) 本案の争点

ア 水道処分等の違法性

水道処分等に対する審査請求が適法なものである場合には、21年承認の効力により現在に至るまで審査請求人について水道料金の免除が認められるかが争点となる。

イ 下水道処分等の違法性

下水道処分等に対する審査請求が適法なものである場合には、30年処分の違法性が下水道処分等の効力に影響し得るか、影響し得るとした場合に30年処分が違法といえるか、また行手条例第8条第1項に定める理由の提示がなされているかその他下水道処分等自体の違法事由が存在するかが争点となる。

6 争点についての判断

(1) 本案前の争点

ア 権利濫用の禁止（民法（明治29年法律第89号）第1条第3項）は、法律上の権利又は権限の行使一般について妥当する法原則であり、行政に対する市民の権利行使に関しても当てはまるものであるから、形式的には法令上の根拠を有する申請・請求その他の行為としてなされたものであっても、本来の趣旨目的に反し、社会的相当性を逸脱するような場合については、違法なものとなり得る。

そのため、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行服法」という。）に基づく審査請求についても、適式の審査請求申立の形をとっていたとしても、国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営の確保といった行服法の目的（行服法第1条第1項）に資するものでないか、又は資するところが著しく乏しいことが明らかであり、審査請求に仮託して正当な行政行為の妨害や特定職員の誹謗中傷を行うこと等の不当な目的又は態様によりなされたものである場合には、行服法の趣旨に鑑みて当該審査請求を認めることにより得られる利益と害される利益も考慮の上、審査請求を認めることにより却って公益を害し、行服法の趣旨に反することとなるときには、当該審査請求は審査請求権の濫用に該当する不適法なものとして却下されるべきものと言える。

審査請求人は、21年承認がなされた後、29年通知が発出されるまでの間、審査請求人が支払義務を負う各種の徴収金の収納事務を担当する部署を始め、処分庁及び奈良市の多数の部署を訪れ、長時間にわたって各部署の管理職員らに対応を強制し、一連の審査請求において審査請求人が主張するところの「奈良市の償い」の基礎となる事実に基づき審査請求人に対する徴収金の免除等の特別の措置を講ずべきことを説明し、それに応じさせてきた。

29年通知以降は、処分庁及び奈良市において、審査請求人から長時間にわたる対応の強制その他の不当な要求を受けたとしても、各種徴収金の減免について

審査請求人を特別扱いせず、他の市民と同様の基準で減免に関する判断を行うこととされ、「奈良市の償い」に類する理由による徴収金の免除が認められなくなったため、審査請求人による自己に有利な取扱いを求めての処分庁・奈良市の訪問と職員らへの対応要求は、より頻繁になった。

また、それらの訪問及び対応要求の際には、「奈良市の償い」に基づき徴収金の免除等の措置を講ずべきことを執拗に求めるだけでなく、審査請求人による各種徴収金の免除申請を不承認とする等、審査請求人による要求について審査請求人の意に沿わない対応をとった職員個人に対して、審査請求人は、罵声を浴びせ誹謗中傷を加えるなど執拗に個人攻撃を繰り返し、当該職員らが審査請求人にそのような不当な言動を止めるよう求め、又は対応を拒否し若しくは打ち切ろうとした際等に、当該職員らを撮影するなどしていた。

上述の通り、本件各審査請求は、審査請求人により繰り返し行われている、「奈良市の償い」を理由とする各種徴収金の免除、不徴収又は徴収猶予を不承認とされたことについての49件に上る審査請求の一つとしてなされたものであり、それら審査請求と、「奈良市の償い」が市長の特に認めるものとして徴収金の免除等の特別の理由となるかという争点を同じくするものである。

49件の審査請求のうち、（前件審査請求については、平成30年6月28日）平成30年度第5号請求及び第7号請求については平成31年3月25日、平成30年度第6号請求については平成31年4月24日、それぞれ棄却裁決が、平成30年度第8号、9号及び11号請求については平成31年4月24日に一部却下一部棄却裁決が、審査請求人による反論書等の書面の提出及び口頭意見陳述を経た上で各々なされている。そして、平成30年度第15号請求については平成31年3月28日、平成30年度第13号及び14号請求については平成31年4月24日、平成30年度第16号、18号、19号及び20号請求については令和元年6月3日、平成30年度第17号請求については令和元年6月5日に、それぞれ却下裁決がなされている。

加えて、平成30年度第22号ないし28号及び30号ないし34号請求については、既に審理手続が終結し、令和元年6月4日、審査請求を却下することを相当とする審理員意見書が提出されている。

以上の本件各審査請求に関する事実関係からすると、審査請求人の主張の実質

として解し得る「奈良市の償い」及びこれに係る合意は、前件審査請求を含め審査請求人が提起する多数の審査請求における主張と共通し、なおかつ前件審査請求以前の事実に係るものであって、本件各審査請求において新たな主張・証拠が提出されたわけでもなく、その他前件審査請求からの争点の判断に関わる事情の変更も存しないことが明らかである。そうすると、本件各審査請求については、既に棄却された前件審査請求において審査庁の判断が示された争点について、実質的に同一の主張を繰り返すものに過ぎず、前件審査請求後に審理に影響し得る事情の変更が生じたとも認められないことから、本件各審査請求に係る審理を行うことによって、国民の権利利益の救済、行政の適正な運営の確保又は住民福祉の増進に資するところはない。

そして、本件各審査請求書の記載は、審査請求人の意向に従わない職員を誹謗中傷し、自らの利益となる行為を要求するものであって、先行する審査請求の審理手続における審査請求人の言動からしても、本件各審査請求を含む審査請求人により提起された多数の審査請求は、審査請求人が21年承認以降、その中でも特に29年通知の発出後において繰り返し行ってきた不当要求ないし不当要求類似行為と実質的に同一であり、それらの行為の一環としてなされたこともまた明らかであるから、正当な目的・態様によるものとは全く認められない。

さらには、審査請求人は、本件各審査請求書についての補正を求める質問書（以下「本件補正質問」という。）により、十分な余裕をもって補正の機会を付与されたにもかかわらずこれに応じることなく、加えて執拗に反復継続される審査請求人の不当要求ないし不当要求類似行為の態様に鑑みても、補正の見込みも無いものと判断せざるを得ない。

このように審査請求人による不当要求ないし不当要求類似行為の一環としてなされる本件各審査請求その他の審査請求について、これらを通常の審査請求と同様に取り扱って審理手続を進めることは、処分庁・審査庁にとって本来の業務を圧迫し、それらの業務を通じて守られるべき市民の利益が損なわれることが不可避となる他、審査請求の形式さえ取れば、不当要求に類する行為の対応を処分庁・審査庁に強いることを許容する結果となり、行政の適正な執行を害するという不利益も伴い、却って国民の権利利益の救済・住民福祉の増進に反する事態を生じるものである。

これに対し、本件各審査請求を正当なものとして取り扱うことによって得られる客観的な利益は、審査請求人の正当な権利利益の保護も含め、何ら存するものとは認められない。

また、救済本位の観点から、行服法の運用に当たって審査請求人の立場に配慮すべきであるとしても、前件審査請求を含む先行する審査請求の審理手続及び裁決を考慮しつつ、審査請求人としては、遅くとも本件補正質問の回答提出期限までには、これまで述べてきた本件各審査請求の不当性を容易に認識し、補正ないし是正することが可能であったと言える。それにもかかわらず、審査請求人は本件補正質問に応じないばかりか、さらに同様の審査請求を重ねて繰り返すことにより、自ら補正又は是正の見込みも無いことを示しているのであるから、不当な態様・目的の下に提起された本件各審査請求に関し、酌むべき事情は認められない。

したがって、本件各審査請求は、行服法の目的に資するものではなく、審査請求人により不当な目的・態様でなされたものであって、これを認めることによる不利益は多大なものである一方、それにより得られる正当な利益は何ら認められず、却って公益を害し行服法の趣旨に反することとなるものであるから、審査請求権の濫用として、不適法である。

イ 本件各審査請求については審査請求権の濫用として不適法なものであるから、その余は争点となり得ず、判断を要しない。

(2) 本案の争点

本件各審査請求については審査請求権の濫用として不適法なものであるから、本案に関する事項についての判断を要しない。

(3) 結論

以上のとおり、本件各審査請求は不適法であるから、行服法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

第4 裁決日

令和元年8月7日

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和元年9月11日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和元年8月5日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に 関する訴えの提起について

本市は、市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求めるため、次のとおり裁判所に訴えを提起する。

1 訴えを提起する相手方の住所及び氏名

別表のとおり

2 訴えの要旨

別表に記載する者を相手方として、次の判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 市営住宅を明渡し、かつ原状に復し、奈良市営住宅条例第38条第4項の規定により徴収する金銭を支払え。
- (2) 滞納家賃及びこれに対する遅延損害金を支払え。
- (3) 訴訟費用は被告の負担とする。

3 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。
- (3) 本市は、上記の訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と和解することができる。

別 表

番号	住 所	氏 名	住宅名及び住宅番号	請求の原因
1	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	家賃滞納
2	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	家賃滞納

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和元年9月11日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和元年8月5日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成29年7月23日午後10時頃、奈良市今市町地内において、市道を歩いていた相手方が地面から突起したボルトにつまずき転倒し、負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 241,600円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和元年9月11日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和元年8月5日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年8月1日午後0時頃、奈良市大宮町七丁目地内において、相手方のトラックが街路樹の枝に接触し、荷台部分を損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 659,200円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和元年9月11日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和元年8月5日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年12月2日午後2時頃及び令和元年5月26日午前11時頃、奈良市山陵町地内において発生した、市道上の障害物により、走行していた相手方の普通自動車のタイヤが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 15,637円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和元年9月11日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和元年8月5日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成31年4月24日午後3時40分頃、奈良市環境清美工場内において発生した、本市の公用車が相手方の普通自動車と接触し損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 116,704円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和元年9月11日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和元年8月5日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和元年5月10日午後7時50分頃、奈良市押熊町地内において発生した、奈良市が管理する道路の穴ぼこにより、走行していた相手方の普通自動車のホイールが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 10,800円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和元年9月11日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和元年8月5日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和元年5月14日午前8時50分頃、奈良市西大寺芝町二丁目地内において発生した、側溝の段差により、走行していた相手方の普通自動車のホイールが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 22,680円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和元年9月11日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和元年8月5日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和元年5月21日午後9時30分頃、奈良市米谷町地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の軽自動車のフロントバンパーが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 47,531円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和元年9月11日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和元年8月6日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成31年1月31日午後5時15分頃、奈良市学園大和町二丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方の普通自動車と接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 477,440円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和元年9月11日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和元年8月9日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成31年4月5日午前8時40分頃、奈良市平松三丁目地内において発生した、本市の公用車が民家の車止めポールに接触し損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 41,224円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和元年9月11日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和元年8月16日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和元年6月13日午後0時35分頃、奈良市八条町地内において発生した、本市の公用車が相手方の軽自動車と接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 174,000円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和元年9月11日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和元年8月16日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和元年6月24日午前10時頃、奈良市立東登美ヶ丘小学校の敷地に面した道路において、本市職員が行っていた草刈り作業の飛び石等により、走行していた相手方の普通自動車のドアガラスを損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 160,469円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和元年9月11日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和元年8月22日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和元年5月28日午後6時頃、奈良市芝辻町四丁目地内において発生した、歩道のブロックの段差により、走行していた相手方の普通自動車の車体底部等が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 712,800円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和元年9月11日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和元年8月23日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和元年6月27日午前8時12分頃、奈良市佐紀町地内において発生した、本市の公用車が相手方の軽自動車と接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 637,906円

市長専決処分の報告及び承認を
求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和元年9月11日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和元年8月5日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成31年3月11日午前8時40分頃、奈良市学園南三丁目地内において発生した、市道上の溝蓋の跳ね上がりにより、走行していた相手方の普通自動車の底部が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 1,281,278円

令和元年度奈良市一般会計 補正予算（第4号）

令和元年度奈良市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ635,763千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135,832,186千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和元年9月11日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16. 国庫支出金		千円 26,696,494	千円 42,422	千円 26,738,916
	2. 国庫補助金	1,938,783	120,032	2,058,815
	3. 国庫委託金	139,085	1,800	140,885
	4. 国庫交付金	5,648,908	△ 79,410	5,569,498
17. 県支出金		8,807,875	△ 42,555	8,765,320
	2. 県補助金	1,667,268	29,720	1,696,988
	4. 県交付金	1,284,113	△ 72,275	1,211,838
21. 繰越金		97,506	634,196	731,702
	1. 繰越金	97,506	634,196	731,702
23. 市債		14,467,000	1,700	14,468,700
	1. 市債	14,467,000	1,700	14,468,700
歳 入 合 計		135,196,423	635,763	135,832,186

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		千円 15,130,233	千円 4,800	千円 15,135,033
	1. 総務管理費	11,241,969	4,800	11,246,769
3. 民生費		60,175,313	544,108	60,719,421
	1. 社会福祉費	26,345,365	346,211	26,691,576
	2. 児童福祉費	20,510,758	31,632	20,542,390
	3. 生活保護費	13,109,837	166,265	13,276,102

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費		千円 11,770,231	千円 55,335	千円 11,825,566
	2. 保健所費	1,872,937	55,335	1,928,272
6. 農林水産業費		541,526	29,720	571,246
	1. 農林費	541,526	29,720	571,246
10. 消防費		3,779,672	1,800	3,781,472
	1. 消防費	3,779,672	1,800	3,781,472
歳出合計		135,196,423	635,763	135,832,186

第2表 債務負担行為補正

1. 追加分

事項	期間	限度額
三笠地域における地域子育て支援拠点事業委託	令和元年度から令和4年度まで	千円 51,896
ファミリーサポートセンター事業委託	令和元年度から令和6年度まで	40,000
認定こども園民間移管施設整備費補助事業	令和元年度から令和2年度まで	203,773

第3表 地方債補正

1. 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
福祉施設整備事業	千円 563,000	千円 528,400
臨時財政対策	5,200,000	5,236,300
計	14,467,000	14,468,700

令和元年度奈良市国民健康保険 特別会計補正予算（第1号）

令和元年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,986千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,002,986千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月11日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7. 繰 越 金		千円 —	千円 2,986	千円 2,986
	1. 繰 越 金	—	2,986	2,986
歳 入 合 計		36,000,000	2,986	36,002,986

(註) 「第7款 諸収入」を「第8款 諸収入」に改める。

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7. 諸 支 出 金		千円 36,086	千円 2,986	千円 39,072
	1. 還 付 及 び 還 付 加 算 金	31,286	2,986	34,272
歳 出 合 計		36,000,000	2,986	36,002,986

令和元年度奈良市介護保険
特別会計補正予算（第1号）

令和元年度奈良市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ53,486千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,843,486千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月11日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7. 繰 越 金		千円 —	千円 53,486	千円 53,486
	1. 繰 越 金	—	53,486	53,486
歳 入 合 計		31,790,000	53,486	31,843,486

(註) 「第7款 諸収入」を「第8款 諸収入」に改める。

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5. 諸 支 出 金		千円 12,000	千円 53,486	千円 65,486
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	12,000	53,486	65,486
歳 出 合 計		31,790,000	53,486	31,843,486

令和元年度奈良市後期高齢者医療 特別会計補正予算（第1号）

令和元年度奈良市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,224千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,438,224千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月11日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 繰 越 金		千円 25,000	千円 1,224	千円 26,224
	1. 繰 越 金	25,000	1,224	26,224
歳 入 合 計		6,437,000	1,224	6,438,224

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4. 諸 支 出 金		千円 —	千円 1,224	千円 1,224
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	—	1,224	1,224
歳 出 合 計		6,437,000	1,224	6,438,224

1. 一般会計
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第4号)

1. 総括

(単位：千円)

(歳 入)	款	補正前の額	補正額	計
16	国庫支出金	26,696,494	42,422	26,738,916
17	県支出金	8,807,875	△42,555	8,765,320
21	繰越金	97,506	634,196	731,702
23	市債	14,467,000	1,700	14,468,700
	歳 入 合 計	135,196,423	635,763	135,832,186

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	15,130,233	4,800	15,135,033			4,800	
3 民生費	60,175,313	544,108	60,719,421	△51,653	△34,600	630,361	
4 衛生費	11,770,231	55,335	11,825,566	20,000		35,335	
6 農林水産業費	541,526	29,720	571,246	29,720		—	
10 消防費	3,779,672	1,800	3,781,472	1,800		—	
歳 出 合 計	135,196,423	635,763	135,832,186	△133	△34,600	670,496	
<p style="text-align: center;"> { 繰越金 市債 (臨時財政対策債) </p>							<p>634,196</p> <p>36,300</p>

2. 歳入

第16款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費国庫補助金	971,958	100,032	1,071,990	5 児童措置費補助金	14,700	幼児教育・保育無償化事業費補助金
				9 児童福祉施設整備事業費補助金	85,332	保育対策総合支援事業費補助金
3 衛生費国庫補助金	58,464	20,000	78,464	2 保健予防費補助金	20,000	特定感染症検査等事業費補助金
計	1,938,783	120,032	2,058,815			

第16款 国庫支出金

第16款 国庫支出金

第3項 国庫委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
5 消防費国庫委託金	4,200	1,800	6,000	1 常備消防費委託金	1,800	自主防災組織等支援事業委託金	
計	139,085	1,800	140,885				

第16款 国庫支出金

第16款 国庫支出金

第4項 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費国庫交付金	2,794,674	△79,410	2,715,264	1 高齢者福祉施設整備事業費交付金	6,858	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
				2 認定こども園施設整備事業費交付金	△86,268	保育所等整備交付金
計	5,648,908	△79,410	5,569,498			

第16款 国庫支出金

第17款 県支出金

第2項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 農林水産業費県補助金	92,058	29,720	121,778	3 土地基盤整備事業費補助金	27,800	ため池防災対策調査計画事業費補助金
				4 林業振興費補助金	1,920	施業放置林整備事業費補助金
計	1,667,268	29,720	1,696,988			

第17款 県支出金

第17款 県支出金

第4項 県交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費県交付金	1,192,969	△72,275	1,120,694	3 認定こども園 施設整備事業 費交付金	△72,275	認定こども園施設整備交付金
計	1,284,113	△72,275	1,211,838			

第17款 県支出金

第21款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	97,506	634,196	731,702	1 繰越金	634,196	歳計剰余繰越金
計	97,506	634,196	731,702			

第21款 繰越金

第23款 市債

第1項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生債	563,000	△34,600	528,400	1 福祉施設整備事業債	△34,600	児童福祉施設整備事業債
11 臨時財政対策債	5,200,000	36,300	5,236,300	1 臨時財政対策債	36,300	臨時財政対策債
計	14,467,000	1,700	14,468,700			

第23款 市債

3. 歳出
第2款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
6 財産管理費	486,055	4,800	490,855	一般財源 4,800	13 委託料	4,800	保健所・教育総合センター管理経費
計	11,241,969	4,800	11,246,769	特定財源 4,800 一般財源			

第2款 総務費

第3款 民生費

第1項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 社会福祉総務費	1,552,093	339,353	1,891,446	一般財源 339,353	23 償還金利子及び割引料	339,353	社会福祉事務経費
10 高齢者福祉施設整備事業費	83,400	6,858	90,258	特定財源 (内訳) 国庫支出金 6,858	19 負担金補助及び交付金	6,858	老人福祉施設等整備費補助事業
計	26,345,365	346,211	26,691,576	特定財源 6,858 一般財源 339,353			

第3款 民生費

第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 児童福祉総務費	1,501,063	124,705	1,625,768	一般財源 124,705	1 報酬	500	児童福祉事務経費
					9 旅費	135	
					11 需用費	25	
					12 役務費	40	
					23 償還金利子及び割引料	124,005	
2 児童措置費	8,417,582	14,700	8,432,282	特定財源 (内訳) 国庫支出金 14,700	4 共済費	788	児童保護事務経費
					7 貸金	10,891	
					11 需用費	1,400	
					12 役務費	1,000	
					18 備品購入費	604	
					19 負担金補助及び交付金	17	
9 児童福祉施設整備事業費	1,024,501	96,000	1,120,501	特定財源 (内訳) 国庫支出金 85,332 市債 10,600 一般財源 68	19 負担金補助及び交付金	96,000	児童福祉施設整備費補助事業

第3款 民生費

第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
10 認定こども園 施設整備事業 費	842,792	△203,773	639,019	特定財源 △203,743 (内訳) 国庫支出金 △86,268 県支出金 △72,275 市債 △45,200 一般財源 △30	19 負担金補助及 び交付金	△203,773	認定こども園施設整備費補助事業
計	20,510,758	31,632	20,542,390	特定財源 △93,111 一般財源 124,743			

第3款 民生費

第3款 民生費

第3項 生活保護費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 生活保護総務費	559,837	166,265	726,102	一般財源 166,265	23 償還金利子及び 引料	166,265	生活保護運営対策事業経費
計	13,109,837	166,265	13,276,102	特定財源 一般財源 166,265			

第3款 民生費

第4款 衛生費

第2項 保健所費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 保健所総務費	990,277	15,335	1,005,612	一般財源 15,335	23 償還金利子及び 割引料	15,335	保健所事務経費
2 保健予防費	45,091	40,000	85,091	特定財源 20,000 (内訳) 国庫支出金 20,000 一般財源 20,000	13 委託料	40,000	感染症予防対策経費
計	1,872,937	55,335	1,928,272	特定財源 20,000 一般財源 35,335			

第4款 衛生費

第6款 農林水産業費

第1項 農林費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 土地基盤整備 事業費	118,077	27,800	145,877	特定財源 (内訳) 県支出金 27,800	13 委託料	27,800	ため池防災対策調査計画事業
6 林業振興費	46,663	1,920	48,583	特定財源 (内訳) 県支出金 1,920	13 委託料	1,920	元気な森林づくり経費
計	541,526	29,720	571,246	特定財源 一般財源 29,720 0			

第6款 農林水産業費

第10款 消防費

第1項 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 常備消防費	3,536,088	1,800	3,537,888	特定財源 1,800 (内訳) 国庫支出金 1,800	11 需用費 18 備品購入費	918 882	防火啓発推進経費
計	3,779,672	1,800	3,781,472	特定財源 1,800 一般財源			

第10款 消防費

4. 給与費明細書
非常勤特別職の報酬

款	名	称	補正前		補正後	
			人員	予算額 千円	人員	予算額 千円
民生費		民間保育所等選考審査委員会委員	-	-	5	500
合		計	3,710	163,861	3,715	164,361

(2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み
及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(1. 追加分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 予 定 の 支 出 金 額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
						国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
三笠地域における地域子育て支援拠点事業委託	51,896			令和元年度 令和4年度 まで	51,896	34,594				17,302
ファミリーサポートセンター事業委託	40,000			令和元年度 令和6年度 まで	40,000	26,660				13,340
認定こども園民間移管施設整備補助事業	203,773			令和元年度 令和2年度 まで	203,773	158,543	45,200			30

(3) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	補 正		前	補 正		後
	前			後		
	当該年度中増減見込み 当該年度中起債見込額	当該年度末現在高見込額		当該年度中増減見込み 当該年度中起債見込額	当該年度末現在高見込額	
1. 普通債	9,169,700	99,765,239	9,135,100	99,730,639		
(4) その他	4,057,400	32,984,665	4,022,800	32,950,065		
3. その他	5,261,000	99,321,041	5,297,300	99,357,341		
(6) 臨時財政対策	5,200,000	66,387,304	5,236,300	66,423,604		
合 計	14,467,000	199,267,493	14,468,700	199,269,193		

2. 国民健康保険特別会計
 (1) 国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第1号)

1. 総括

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
7 繰越金	---	2,986	2,986
歳入合計	36,000,000	2,986	36,002,986

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	
7 諸支出金	36,086	2,986	39,072			2,986
歳 出 合 計	36,000,000	2,986	36,002,986			2,986
				一般財源内訳	繰越金	2,986

2. 歳入

第7款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	—	2,986	2,986	1 繰越金	2,986	歳計剰余繰越金
計	—	2,986	2,986			

国民健康保険特別会計

3. 歳出
第7款 諸支出金

第1項 還付及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 補財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 償還金	—	2,986	2,986	一般財源	2,986	償還金利子及び 引料	国民健康保険償還金
計	31,286	2,986	34,272	特定財源 一般財源	0 2,986		

国民健康保険特別会計

3. 介護保険特別会計
 (1) 介護保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第1号)

1. 総括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
7 繰越金	—	53,486	53,486
歳 入 合 計	31,790,000	53,486	31,843,486

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
5 諸支出金	12,000	53,486	65,486			53,486
歳 出 合 計	31,790,000	53,486	31,843,486			53,486
				一般財源内訳	繰越金	53,486

2. 歳入

第7款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	—	53,486	53,486	1 繰越金	53,486	歳計剰余繰越金
計	—	53,486	53,486			

介護保険特別会計

3. 歳出
第5款 諸支出金

第1項 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 償還金	—	53,486	53,486	一般財源	23	償還金利子及 び割引料	償還金経費
計	12,000	53,486	65,486	特定財源 一般財源	0 53,486		

介護保険特別会計

4. 後期高齢者医療特別会計
 (1) 後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第1号)

1. 総括

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰越金	25,000	1,224	26,224
歳入合計	6,437,000	1,224	6,438,224

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 諸支出金	—	1,224	1,224			1,224	
歳 出 合 計	6,437,000	1,224	6,438,224			1,224	

一般財源内訳 繰越金 1,224

2. 歳入

第3款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 繰越金	25,000	1,224	26,224	1 繰越金	1,224	歳計剰余繰越金	
計	25,000	1,224	26,224				

後期高齢者医療特別会計

3. 歳出
第4款 諸支出金

第1項 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 償還金	—	1,224	1,224	一般財源 1,224	23 償還金利子及び 引料	1,224	後期高齢者医療償還金経費
計	—	1,224	1,224	特定財源 一般財源 1,224			

後期高齢者医療特別会計

一般会計及び特別会計款別性質別経費総括表

(単位:千円)

性質区分 会計款	一般会計						特別会計		
	総務費	民生費	衛生費	農林水産業費	消防費	合計	国民健康保険	介護保険	後期高齢者医療
人件費		500				500			
物件費	4,800	14,883	40,000	1,920	1,800	63,403			
補助費等		629,640	15,335			644,975	2,986	53,486	1,224
投資的経費		△ 100,915		27,800		△ 73,115			
普通建設事業		△ 100,915		27,800		△ 73,115			
補助		△ 100,915				△ 100,915			
単独				27,800		27,800			
計	4,800	544,108	55,335	29,720	1,800	635,763	2,986	53,486	1,224

物件費用の内訳表

附表1 (単位:千円)

節 会計及ひ款	共済費	賃金	旅金	費用	需用費	細節		役務費	細節 通搬費	委託料	備入 購入費	計
						消耗品費	印刷 製本費					
総務費										4,800		4,800
民生費	788	10,891		135	1,425	1,425		1,040	1,040		604	14,883
衛生費										40,000		40,000
農林水産業費										1,920		1,920
消防費				918	858	858	60				882	1,800
一般会計合計	788	10,891		2,343	2,283	2,283	60	1,040	1,040	46,720	1,486	63,403

その 他 経 費 の 内 訳 表

附表2 (単位:千円)

節 会計及び款	報 酬	負 担 補 交	金 担 及 金	償 利 割	還 子 引	金 び 料	計
民 生 費	500	17	629,623				630,140
衛 生 費				15,335			15,335
一 般 会 計 合 計	500	17	644,958				645,475
国 民 健 康 保 険				2,986			2,986
介 護 保 険				53,486			53,486
後 期 高 齢 者 医 療				1,224			1,224

投資的経費一覧表

(単位:千円)

款	補単	事業名	予算額	財源内訳					概要説明
				国	県	地方債	その他	一般	
民生費			△ 100,915	5,922	△ 72,275	△ 34,600		38	
	補	高齢者福祉施設	6,858	6,858				-	防災改修等施設整備費補助
	補	児童福祉施設	96,000	85,332	10,600		68	小規模保育事業施設整備費補助	
	補	認定こども園施設	△ 203,773	△ 86,268	△ 72,275	△ 45,200	△ 30	減額更正	
農産水産費			27,800		27,800			-	
	単	土地基盤整備事業	27,800		27,800			-	農業用ため池耐震調査
一般会計合計			△ 73,115	5,922	△ 44,475	△ 34,600		38	

令和元年度奈良市水道事業会計 補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和元年度奈良市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和元年度奈良市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（項 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
4. 主要な建設改良事業	2,349,122千円	△157,300千円	2,191,822千円
（2）施 設 費	833,192千円	△157,300千円	675,892千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額2,572,000千円」を「不足する額2,414,700千円」に、「当年度分損益勘定留保資金569,708千円」を「当年度分損益勘定留保資金412,408千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 資本的支出	4,505,000千円	△157,300千円	4,347,700千円
第1項 建設改良費	2,619,539千円	△157,300千円	2,462,239千円

（継続費）

第4条 予算第5条に定めた継続費を次のとおり改める。

1. 変更分

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年 割 額	総 額	年度	年 割 額
資本的 支 出	建 設 改良費	緑ヶ丘浄 水場高架 水槽更新 工事	千円 561,000	令和 元 年度	千円 85,800	千円 652,300	令和 元 年度	千円 85,800
				令和 2 年度	475,200		令和 2 年度	480,700
							令和 3 年度	85,800

2. 廃止分

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年 割 額	総 額	年度	年 割 額
資本的 支 出	建 設 改良費	緑ヶ丘浄 水場遠方 監視装置 更新工事	千円 407,000	令和 元 年度	千円 157,300	千円 -	年度	千円 -
				令和 2 年度	249,700		年度	-

令和元年9月11日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

附 属 書 類

1. 令和元年度 奈良市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画
2. 令和元年度 奈良市水道事業会計補正予定キャッシュ・フロー計算書（第1号）
3. 令和元年度 奈良市水道事業補正予定貸借対照表（第1号）
4. 令和元年度 奈良市水道事業会計補正予算（第1号）参考書

令和元年度奈良市水道事業会計
補正予算（第1号）実施計画
資本的収入及び支出
支 出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的支出			4,505,000	△157,300	4,347,700	
	1. 建設改良費		2,619,539	△157,300	2,462,239	
		2. 施設費	864,951	△157,300	707,651	

令和元年度奈良市水道事業会計補正予定
キャッシュ・フロー計算書（第1号）
（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）

（単位：千円）

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー		
当年度純利益（△は純損失）	450,768	
減価償却費	3,062,787	
引当金の増減額（△は減少）	△ 1,492	
長期前受金戻入額	△ 1,319,321	
受取利息	△ 500	
支払利息	228,735	
ダム負担金利息	53,725	
固定資産除却損	38,336	
未収金の増減額（△は増加）	374	
未収消費税等の増減額（△は増加）	△ 131,678	
短期貸付金の増減額（△は増加）	33,662	
未払金の増減額（△は減少）	△ 89,532	
未払消費税等の増減額（△は減少）	△ 47,174	
その他流動資産の増減額（△は増加）	19	
小計	2,278,709	
利息の受取額	500	
利息の支払額	△ 282,460	
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,996,749	
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△ 2,486,537	
負担金による収入	503,770	
分担金による収入	283,384	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,699,383	
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
一時借入れによる収入	500,000	
一時借入金の返済による支出	△ 500,000	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,098,200	
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 1,122,369	
長期割賦金の償還による支出	△ 672,724	
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 696,893	
資金減少額	399,527	
資金期首残高	6,665,349	
資金期末残高	6,265,822	

令和元年度奈良市水道事業補正予定貸借対照表（第1号）

（令和2年3月31日）

（単位：千円）

		資 産 の 部	
1. 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ	土 地		4,138,023
ロ	建 物	4,573,659	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 2,103,696</u>	2,469,963
ハ	構 築 物	87,409,764	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 45,341,920</u>	42,067,844
ニ	機 械 及 び 装 置	19,427,447	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 14,597,643</u>	4,829,804
ホ	車 両 運 搬 具	116,398	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 75,899</u>	40,499
ヘ	器 具 備 品	203,020	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 130,707</u>	72,313
ト	建 設 仮 勘 定		<u>1,129,794</u>
	有 形 固 定 資 産 合 計		54,748,240
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ	ダ ム 使 用 権		18,951,680
ロ	水 利 権		31,822
ハ	そ の 他 無 形 固 定 資 産		<u>1,188,314</u>
	無 形 固 定 資 産 合 計		20,171,816
(3) 投 資			
イ	出 資 金		<u>3,175</u>
	投 資 合 計		<u>3,175</u>
	固 定 資 産 合 計		74,923,231
2. 流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金		6,265,822
(2)	未 収 金	844,963	
	貸 倒 引 当 金	<u>△ 44,591</u>	800,372
(3)	貯 蔵 品		19,537
(4)	前 払 金		196,710
(5)	短 期 貸 付 金		13,623
(6)	そ の 他 流 動 資 産		<u>1,089</u>
	流 動 資 産 合 計		<u>7,297,153</u>
	資 産 合 計		<u><u>82,220,384</u></u>

負債の部

3. 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

14,226,178

企業債合計

14,226,178

(2) 引当金

イ 退職給付引当金

1,185,713

引当金合計

1,185,713

(3) 長期未払割賦金

537,804

固定負債合計

15,949,695

4. 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

1,095,324

企業債合計

1,095,324

(2) ダム割賦負担金

519,287

(3) 未払金

288,451

(4) 前受金

20,534

(5) 引当金

イ 賞与引当金

105,861

引当金合計

105,861

(6) 預り金

384,178

流動負債合計

2,413,635

5. 繰延収益

(1) 長期前受金

52,941,661

(2) 収益化累計額

△ 23,834,918

29,106,743

繰延収益合計

29,106,743

負債合計

47,470,073

資 本 の 部

6. 資 本 金		13,082,951
7. 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 受 贈 財 産 評 価 額	1,364,952	
ロ 諸 補 助 金	106,602	
ハ 分 担 金	5,401,638	
ニ 負 担 金 そ の 他 諸 収 入	11,743,704	
資 本 剰 余 金 合 計		18,616,896
(2) 利 益 剰 余 金		
イ 水 道 老 朽 施 設 更 新 積 立 金	800,000	
ロ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	2,250,464	
利 益 剰 余 金 合 計		3,050,464
剰 余 金 合 計		21,667,360
資 本 合 計		34,750,311
負 債 資 本 合 計		82,220,384

令和元年度奈良市水道事業会計

補正予算（第1号）参考書

資本的収入及び支出

支 出

（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考	
1. 資本的支出				4,505,000	△157,300	4,347,700		
	1. 建設改良費			2,619,539	△157,300	2,462,239		
		2. 施設費			864,951	△157,300	707,651	
			(25) 工事請負費			833,192	△157,300	675,892

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和元年9月11日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第41条第2項及び第42条第3項中「700円」を「720円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市一般職の職員の給与に関する条例第41条第2項及び第42条第3項の規定は、令和元年10月1日以後の勤務に係る通勤手当について適用し、同日前の勤務に係る通勤手当については、なお従前の例による。

（提案理由）

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う運賃改定に準じ、臨時職員及び非常勤の職員の通勤手当の日額の上限を改定しようとするものである。

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する 条例の制定について

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように制定しようとする。

令和元年9月11日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（地方公営企業に勤務する者を除く。以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会計年度任用職員の給与)

第2条 この条例で給与とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当をいい、同項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、会計年度任用職員から申出があつた場合には、口座振替の方法により支払うことができる。

(給与からの控除)

第3条 法第25条第2項の規定により、奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号。以下「給与条例」という。）第10条の2第4号に掲げるものは給与から控除することができる。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の基準)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、別表第1の給料表（以下「給料表」という。）によるものとし、職種の区分に応じて適用する。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとする。

3 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）が決定する。

4 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、職種ごとの職務の複雑、困難及び責任の程度に基づき規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の支給）

第5条 給与条例第8条及び第9条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第4項中「勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の給与の減額）

第6条 フルタイム会計年度任用職員が当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）中に勤務しないときは、時間外勤務代休時間（正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた会計年度任用職員に対して、奈良市職員定数条例（昭和28年奈良市条例第1号）第1条に定める職員（以下「常勤職員」という。）の例により指定する時間をいう。以下同じ。）、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この条において「祝日法による休日」という。）（代休日（任命権者が、会計年度任用職員に祝日法による休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下この条において「年末年始の休日」という。）（以下この条において「休日」と総称する。）である勤務時間が割り振られた日に割り振られた勤務時間の全部について特に勤務することを命じた場合において、常勤職員の例により指定する日をいう。以下この条において同じ。）を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は年末年始の休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を

勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第7条 給与条例第16条の4の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第8条 給与条例第17条(第3項及び第6項を除く。)の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「勤務時間等条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下この条において「正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、市長が規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第9条 給与条例第18条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「おいて、正規の勤務時間」とあるのは、「おいて、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下この条において「正規の勤務時間」という。)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、市長が規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当)

第10条 給与条例第19条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の端数計算)

第11条 第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第8条の規定により準用する給与条例第17条、第9条の規定により準用する給与条例第18条及び前条の規定により準用する給与条例第19条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを

1円に切り上げるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)

第12条 第6条並びに第8条の規定により準用する給与条例第17条、第9条の規定により準用する給与条例第18条及び第10条の規定により準用する給与条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当)

第13条 給与条例第21条第1項及び第2項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項の規定により準用する給与条例第21条第1項及び第2項の勤務は、第8条の規定により準用する給与条例第17条、第9条の規定により準用する給与条例第18条及び第10条の規定により準用する給与条例第19条の勤務には含まれないものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第14条 給与条例第24条(第3項及び第5項を除く。)から第24条の3までの規定は、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期の定めが6箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の一の会計年度内における会計年度任用職員としての任期(任命権者を同じくするものに限る。次項及び第24条において同じ。)の定め合計が6箇月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6箇月未満のものに限る。)の定めと前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6箇月以上に至ったときは、第1項に規定する任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第15条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成6年奈良市条例第50号。以下「

勤務時間等条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。)とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、職種ごとの職務の複雑、困難及び責任の程度に照らして第4条の規定を適用して得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第16条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、市長が規則で定める期日に支給する。

2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第17条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)中に勤務しないときは、時間外勤務代休時間、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第22条第1号に規定する

勤務1時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給する。

- 2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、時間外勤務代休時間、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第22条第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給する。
- 3 時間額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、時間外勤務代休時間、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第22条第3号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第18条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務したパートタイム会計年度任用職員に休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 2 前項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（市長が規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の

25から100分の50までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

3 次に掲げる時間の合計が1箇月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

- (1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）
- (2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50

4 時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間にパートタイム会計年度任用職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務に係る報酬の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務に係る報酬を支給することを要しない。

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

第19条 祝日法による休日等（市長が規則で定める職員にあつては、任命権者が定める日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務に係る報酬として支給する。これらの日に準ずるものとして市長が規則で定める日に

において勤務したパートタイム会計年度任用職員についても、同様とする。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第20条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額の100分の25を夜間勤務に係る報酬として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数計算)

第21条 第17条各項に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び前3条の規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第22条 第17条から第20条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた月額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額
 - (2) 日額による報酬 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた日額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
 - (3) 時間額による報酬 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた時間額
- (パートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務に係る報酬)

第23条 宿日直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その勤務1回につき、4,400円(執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で市長が規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあっては、6,600円)を超えない範囲内において市長が規則で定める額を宿日直勤務に係る報酬として支給する。

2 常直的な宿日直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、前項の規定にかかわらず勤務1箇月につき、22,000円を超えない範囲内において市長が規則で

定める額を、宿日直勤務に係る報酬として支給する。

3 前2項の勤務は、第18条から第20条までの勤務には含まれないものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第24条 給与条例第24条(第3項及び第5項を除く。)から第24条の3までの規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定める者及び従事する業務の性質等を考慮して市長が規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第24条第4項中「給料(育児短時間勤務職員にあつては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬の月額(日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、それぞれその基準日(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。)の1箇月当たりの平均額)」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6箇月に満たないパートタイム会計年度任用職員の一の会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6箇月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め(6箇月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6箇月以上に至ったときは、第1項に規定する任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第25条 第2条から第14条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認めるフルタイム会計年度任用職員の給料については、常勤職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、月額450,000円を超えない範囲内において任命権者が別に定めるものとする。

2 第2条、第3条及び第15条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考

慮し市長が特に必要と認めるパートタイム会計年度任用職員の報酬については、常勤職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、月額にあっては450,000円を、日額にあっては第15条第2項の規定を適用して得た額を、時間額にあっては同条第3項の規定を適用して得た額をそれぞれ超えない範囲内において任命権者が別に定めるものとする。この場合において、同条第2項及び第3項中「基準月額」とあるのは、「450,000円」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員に対する通勤に係る費用弁償)

第26条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第16条の4第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 55,000円を超えない範囲内で市長が規則で定める額

(2) 日額及び時間額による報酬 2,600円を超えない範囲内で市長が規則で定める額

3 通勤に係る費用弁償の支給日については、市長が規則で定める。

4 通勤に係る費用弁償の返納については、常勤職員の通勤手当の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第27条 パートタイム会計年度任用職員が公務のため旅行した場合においては、職員等の旅費に関する条例(昭和27年奈良市条例第3号)別表第3項に掲げる職員の旅費の例により旅行に係る費用弁償を支給する。

(その他)

第28条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和2年6月に期末手当を支給する場合において、この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)に会計年度任用職員として任用された者で、施行日の前日まで附則第5項の規定による改正前の奈良市一般職の職員の給与に関する条例第40条第1号に掲げる臨時職員(以下この項において「臨時職員」という。)又は同条第2号

に掲げる非常勤の職員（以下この項において「非常勤の職員」という。）として任用されていたものの在職期間を算定するときは、施行日の前日の属する年度において臨時職員又は非常勤の職員として任用されていた期間を、この条例の適用を受ける職員として在職した期間とみなす。

（奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

- 3 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条の3第3項中「及び第40条」及び「と、給与条例第40条中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」」を削る。

（奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 4 奈良市職員の育児休業等に関する条例（平成4年奈良市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第17条の4第2項中「及び第40条」及び「と、同条例第40条中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「短時間勤務職員」」を削る。

（奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

- 5 奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第39条中「教員（）」の次に「法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）並びに」を加える。

第40条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

（会計年度任用職員の給与）

第40条 会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、別に条例で定める。

第41条及び第42条を削り、第43条を第41条とする。

別表第1（第4条関係）

給 料 表

職務 の級	1 級	2 級	3 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	144,100	194,000	230,000

2	1 4 5, 2 0 0	1 9 5, 8 0 0	2 3 1, 6 0 0
3	1 4 6, 4 0 0	1 9 7, 6 0 0	2 3 3, 1 0 0
4	1 4 7, 5 0 0	1 9 9, 4 0 0	2 3 4, 7 0 0
5	1 4 8, 6 0 0	2 0 0, 9 0 0	2 3 6, 1 0 0
6	1 4 9, 7 0 0	2 0 2, 7 0 0	2 3 7, 8 0 0
7	1 5 0, 8 0 0	2 0 4, 5 0 0	2 3 9, 3 0 0
8	1 5 1, 9 0 0	2 0 6, 3 0 0	2 4 0, 9 0 0
9	1 5 3, 0 0 0	2 0 7, 9 0 0	2 4 2, 1 0 0
10	1 5 4, 4 0 0	2 0 9, 7 0 0	2 4 3, 6 0 0
11	1 5 5, 7 0 0	2 1 1, 5 0 0	2 4 5, 2 0 0
12	1 5 7, 0 0 0	2 1 3, 3 0 0	2 4 6, 6 0 0
13	1 5 8, 3 0 0	2 1 4, 7 0 0	2 4 8, 1 0 0
14	1 5 9, 8 0 0	2 1 6, 5 0 0	2 4 9, 6 0 0
15	1 6 1, 3 0 0	2 1 8, 2 0 0	2 5 0, 9 0 0
16	1 6 2, 9 0 0	2 2 0, 0 0 0	2 5 2, 3 0 0
17	1 6 4, 2 0 0	2 2 1, 7 0 0	2 5 3, 8 0 0
18	1 6 5, 7 0 0	2 2 3, 4 0 0	2 5 5, 4 0 0
19	1 6 7, 2 0 0	2 2 5, 0 0 0	2 5 7, 1 0 0
20	1 6 8, 7 0 0	2 2 6, 6 0 0	2 5 8, 9 0 0
21	1 7 0, 1 0 0	2 2 8, 0 0 0	2 6 0, 5 0 0
22	1 7 2, 8 0 0	2 2 9, 7 0 0	2 6 2, 3 0 0
23	1 7 5, 4 0 0	2 3 1, 3 0 0	2 6 4, 0 0 0
24	1 7 8, 0 0 0	2 3 2, 9 0 0	2 6 5, 7 0 0
25	1 8 0, 7 0 0	2 3 4, 0 0 0	2 6 7, 6 0 0
26	1 8 2, 4 0 0	2 3 5, 5 0 0	2 6 9, 5 0 0
27	1 8 4, 0 0 0	2 3 6, 9 0 0	2 7 1, 3 0 0
28	1 8 5, 7 0 0	2 3 8, 2 0 0	2 7 3, 1 0 0
29	1 8 7, 2 0 0	2 3 9, 5 0 0	2 7 4, 8 0 0
30	1 8 8, 9 0 0	2 4 0, 7 0 0	2 7 6, 7 0 0
31	1 9 0, 7 0 0	2 4 1, 7 0 0	2 7 8, 6 0 0

32	192,400	242,900	280,300
33	194,000	244,200	281,800
34	195,400	245,300	283,700
35	196,900	246,500	285,500
36	198,400	247,800	287,400
37	199,700	248,700	289,000
38	201,000	250,100	290,700
39	202,200	251,500	292,500
40	203,500	252,900	294,300
41	204,800	254,300	295,800
42	206,100	255,700	297,500
43	207,400	257,100	299,000
44	208,700	258,400	300,600
45	209,800	259,600	302,200
46	211,100	260,900	303,900
47	212,400	262,300	305,500
48	213,700	263,600	307,200
49	214,800	264,700	308,100
50	215,900	265,800	309,600
51	216,900	267,100	311,100
52	218,000	268,400	312,700
53	219,100	269,400	314,300
54	220,100	270,500	315,900
55	221,000	271,800	317,500
56	222,000	273,100	319,000
57	222,400	274,000	320,500
58	223,300	275,000	321,700
59	224,100	275,900	322,900
60	224,900	277,000	324,100
61	225,600	278,100	324,800

62	226,600	279,100	325,700
63	227,400	280,000	326,500
64	228,300	281,000	327,300
65	229,000	281,500	328,200
66	229,800	282,400	328,600
67	230,700	283,100	329,300
68	231,700	284,000	330,100
69	232,400	285,000	330,900
70	233,100	285,800	331,600
71	233,700	286,600	332,300
72	234,500	287,400	333,000
73	235,300	288,200	333,500
74	236,000	288,700	334,100
75	236,700	289,100	334,600
76	237,300	289,600	335,200
77	238,000	289,800	335,500
78	238,800	290,100	336,000
79	239,600	290,300	336,400
80	240,300	290,700	336,900
81	240,800	290,900	337,300
82	241,500	291,100	337,800
83	242,200	291,500	338,300
84	242,900	291,800	338,800
85	243,500	292,100	339,100
86	244,200	292,400	339,500
87	244,900	292,700	340,000
88	245,600	293,100	340,400
89	246,100	293,400	340,700
90	246,600	293,800	341,100
91	246,900	294,100	341,600

92	247,300	294,500	342,000
93	247,600	294,700	342,200
94		294,900	342,600
95		295,200	343,100
96		295,600	343,500
97		295,800	343,700
98		296,100	344,100
99		296,500	344,500
100		296,900	344,800
101		297,100	345,100
102		297,400	345,500
103		297,800	345,900
104		298,100	346,300
105		298,300	346,800
106		298,600	347,200
107		299,000	347,600
108		299,300	348,000
109		299,500	348,500
110		299,900	348,900
111		300,300	349,200
112		300,600	349,500
113		300,800	350,000
114		301,000	
115		301,300	
116		301,700	
117		301,900	
118		302,100	
119		302,400	
120		302,700	
121		303,100	

1 2 2		3 0 3, 3 0 0
1 2 3		3 0 3, 6 0 0
1 2 4		3 0 3, 9 0 0
1 2 5		3 0 4, 2 0 0

別表第2（第4条関係）

等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	一定の知識、技術、経験等を要する職務
2 級	やや高度な知識、技術、経験等を要する職務
3 級	相当高度な知識、技術、経験等を要する職務

（提案理由）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めようとするものである。

奈良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の 一部改正について

奈良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を次のように改正しようとする。

令和元年9月11日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例
(奈良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年奈良市条例第70号)の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する条例及び公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

- (1) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する条例(平成10年奈良市条例第6号)第2条第2項第3号
- (2) 公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例(平成14年奈良市条例第10号)第2条第2項第3号

(奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成6年奈良市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第19条の見出し中「臨時又は非常勤の職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「臨時又は非常勤の職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

(奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 奈良市職員の育児休業等に関する条例（平成4年奈良市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「している職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第8条中「した職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

(職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例（昭和26年奈良市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「こえない」を「超えない」に改め、同条第2項中「こえない」を「超えない」に改め、同項ただし書中「こえて」を「超えて」に改め、同条第3項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条に次の2項を加える。

5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない」とあるのは「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期の」と、「3年に」とあるのは「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期に」とする。

6 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「3年を超えない」とあるのは「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期の」と、「3年を超えて」とあるのは「同項の規定により任命権者が定める任期の範囲内において」とする。

第6条第2項中「法第22条第5項」を「法第22条の3第4項」に改める。

(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第6条 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和26年奈良市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第5条中「給料」の次に「（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）第17条に規定する時間外勤務手当、第18条に規定する休日勤務手当、第19条に規定する夜間勤務手当及び第21条に規定する宿日直手当に相当する額を除く。））」を加える。

(奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4項」を「第5項」に改め、「職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。）」を加える。

(奈良市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第8条 奈良市職員の退職手当に関する条例（昭和59年奈良市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「臨時職員、地方公務員法」を「地方公務員法」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に関し所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市手数料条例の一部改正について

奈良市手数料条例の一部を次のように改正しようとする。

令和元年9月11日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第79項中「1,580,000円」を「1,590,000円」に、「1,940,000円」を「1,950,000円」に、「2,260,000円」を「2,270,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市手数料条例別表第79項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、危険物の貯蔵所の設置許可の申請に係る審査手数料を改定しようとするものである。

奈良市立こども園設置条例等の一部改正について

奈良市立こども園設置条例等の一部を次のように改正しようとする。

令和元年9月11日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市立こども園設置条例等の一部を改正する条例

(奈良市立こども園設置条例の一部改正)

第1条 奈良市立こども園設置条例(平成26年奈良市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第2条の表奈良市立鶴舞こども園の項を削る。

(奈良市立保育所設置条例の一部改正)

第2条 奈良市立保育所設置条例(平成17年奈良市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条の表右京保育園の項を削る。

(奈良市立学校設置条例の一部改正)

第3条 奈良市立学校設置条例(昭和39年奈良市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条の表幼稚園の部奈良市立平城西幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

奈良市幼保再編基本計画及び実施計画に基づき、こども園、保育所及び幼稚園の一部を再編するため、関係条例の規定を整備しようとするものである。

奈良市立保育所設置条例の一部改正について

奈良市立保育所設置条例の一部を次のように改正しようとする。

令和元年9月11日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市立保育所設置条例の一部を改正する条例

奈良市立保育所設置条例（平成17年奈良市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条の表三笠保育園の項中「奈良市西之阪町9番地」を「奈良市西之阪町5番地の1」に、「120人」を「160人」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（提案理由）

三笠保育園の移転に伴い、同園の位置及び定員を改正しようとするものである。

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 利用者負担等に関する条例の一部改正について

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和元年9月11日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年奈良市条例第8号）の一部を次のように改正する。

「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の文言整理を行おうとするものである。

奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について

奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正しようとする。

令和元年9月11日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年奈良市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「適用しないこと」の次に「とすること」を加え、同条に次の2項を加える。

- 4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。
 - 5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
 - (2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの
- 第17条第2項第4号中「、乳幼児」を「、利用乳幼児」に改め、「。附則第3項にお

いて同じ」を削る。

第24条第2項第2号中「法第34条の20第1項第4号」を「法第34条の20第1項第3号」に改める。

第38条第2号中「（平成24年法律第65号）」を削る。

第46条に次の1項を加える。

- 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第7条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第3項中「（第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）」を削り、附則第4項中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

基準省令の一部改正に伴い、家庭的保育事業所等における連携施設の確保の例外等に係る規定の整備を行おうとするものである。

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の全部改正について

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を次のように改正しようとする。

令和元年9月11日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年奈良市条例第37号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び法第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業基準」という。）において使用する用語の例による。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準）

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業基準の定めるところによる。

（暴力団の排除）

第4条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を

利することとならないようにしなければならない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業基準の附則及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業基準を改正する内閣府令の附則に規定する経過措置の例による。

(提案理由)

基準府令の一部改正に伴い、特定地域型保育事業における連携施設の確保の例外等に係る規定の整備を行うほか、独自基準の明確化の観点から、条例の構造を基準府令を引用する方式に改めようとするものである。

奈良市老人憩の家条例の一部改正について

奈良市老人憩の家条例の一部を次のように改正しようとする。

令和元年9月11日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市老人憩の家条例の一部を改正する条例

奈良市老人憩の家条例（昭和47年奈良市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条の表奈良市西之阪老人憩の家の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地域施設の再編に伴い、西之阪老人憩の家を廃止しようとするものである。

奈良市歴史的建築物の建築基準法適用除外に関する条例の 制定について

奈良市歴史的建築物の建築基準法適用除外に関する条例を次のように制定しようとする。

令和元年9月11日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市歴史的建築物の建築基準法適用除外に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 保存建築物の登録等（第3条－第6条）
- 第3章 保存建築物等に関する制限
 - 第1節 現状変更の規制（第7条・第8条）
 - 第2節 保存のための措置（第9条－第13条）
- 第4章 雑則（第14条－第17条）
- 第5章 罰則（第18条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市内に存する歴史的な価値を有する建築物を保存し、歴史文化観光資源として活用し、並びにその安全性の向上及び維持を図るための措置に関し必要な事項を定めることにより、市民及び地域にとってかけがえのない貴重な資源である当該建築物を最も良好な状態で将来の世代に継承することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の規

定が適用されるに至った際現に存し、又はその際現に建築、修繕若しくは模様替の工事中であった建築物のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条第1項の規定により登録された有形文化財

イ 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物

ウ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第12条第1項の規定により指定された歴史的風致形成建造物

エ 奈良県文化財保護条例（昭和52年3月奈良県条例第26号）第4条第1項に規定する県指定有形文化財

オ 奈良市文化財保護条例（昭和53年奈良市条例第7号）第4条第1項に規定する指定文化財

カ なら・まほろば景観まちづくり条例（平成2年奈良市条例第12号）第18条第2項第2号に規定する伝統的建造物

キ その他前条の目的に適合するものとして市長が別に指定したもの

(2) 移築 建築物を他の敷地に移して新築することをいう。

(3) 増築等 建築物の増築、改築、移転、移築若しくは用途の変更又は修繕若しくは模様替をいう。

(4) 保存活用計画 次に掲げる事項を定めた対象建築物の保存及び活用に係る計画をいう。

ア 当該対象建築物の保存を図りながら、これを活用するために必要な増築等の工事の内容

イ 当該対象建築物の安全性に関する事項

ウ 当該対象建築物の維持管理に関する事項

エ その他市長が当該対象建築物の良好な保存及び活用並びに当該対象建築物が存する敷地の周辺環境の保全を図るために必要と認める事項

(5) 保存建築物 対象建築物のうち、第4条第1項の規定による登録を受けたものをいう。

(6) 保存対象敷地 保存建築物が存する敷地（保存活用計画において対象建築物を移築することとする場合にあっては、移築後の敷地）をいう。

第2章 保存建築物の登録等

(所有者による登録の申請)

第3条 対象建築物の所有者は、当該対象建築物の保存及び活用を図るため、法第3条第1項第3号の規定に基づく指定を必要とするときは、市長に対し、当該対象建築物を保存建築物として登録することを申請することができる。

2 前項の規定による申請を行おうとする者は、当該対象建築物に係る保存活用計画を策定し、市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定による申請を行おうとする者は、その者以外に当該対象建築物が存する敷地（保存活用計画において当該対象建築物を移築することとする場合にあっては、移築後の敷地）について所有権又は借地権を有する者があるときは、あらかじめ、当該申請の内容について、これらの者の同意を得なければならない。

(保存建築物の登録等)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けた場合において、当該対象建築物の保存及び活用を図るために法第3条第1項第3号の規定に基づく指定を行う必要があり、かつ、当該対象建築物に係る保存活用計画について交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、当該対象建築物を保存建築物登録簿に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録をしようとするときは、あらかじめ、奈良市建築審査会条例（昭和49年奈良市条例第8号）第1条に規定する奈良市建築審査会の意見を聴くとともに、その同意を得なければならない。

3 市長は、第1項の規定による登録をしたときは、その旨を当該保存建築物の所有者に通知しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による登録をしたときは、遅滞なくその旨を公告するとともに、保存対象敷地及び当該保存対象敷地内に存する建築物の位置その他規則で定める事項を表示した図書をその事務所に備えて、一般の縦覧に供さなければならない。

5 第1項の規定による登録は、前項の規定による公告によって、その効力を生じる。

6 市長は、第1項の規定による登録の際には、当該対象建築物について、法第3条第1項第3号の規定による指定を行うための必要な手続をとるものとする。

(登録の変更)

第5条 保存建築物の所有者は、保存建築物に係る保存活用計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、市長に対し、変更の登録（以下「変更登録」

という。)を申請しなければならない。

- 2 第3条第3項の規定は、前項の規定による申請について準用する。この場合において、同項中「第1項の規定による申請」とあるのは、「変更登録の申請」と読み替えるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による申請を受けた場合において、当該申請の内容が当該保存建築物の保存及び活用を図るために必要であり、かつ、変更後の保存活用計画について交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、変更登録をすることができる。
- 4 市長は、前項の変更登録をしたときは、遅滞なくその旨を公告するとともに、前条第4項の図書の表示する事項について所要の変更をしなければならない。
- 5 前条第2項、第3項及び第5項の規定は、変更登録について準用する。この場合において、前条第2項中「前項の規定による登録」とあり、並びに同条第3項及び第5項中「第1項の規定による登録」とあるのは、「変更登録」と読み替えるものとする。
- 6 第3項の変更登録をしたときは、従前の登録は、当該変更登録に係る第4項の規定による公告があった日から将来に向かって、その効力を失う。

(登録の抹消)

第6条 市長は、保存建築物について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、遅滞なく当該保存建築物の登録を抹消しなければならない。

- (1) 法第3条第1項第1号又は第2号に規定する建築物に該当するに至ったとき。
- (2) 滅失、毀損その他の事由によりその登録の理由が消滅したとき。
- 2 市長は、保存建築物について、公益上の理由その他の特別な理由があると認めるときは、その登録を抹消することができる。
- 3 市長は、前2項の規定により保存建築物の登録を抹消したときは、遅滞なくその旨及びその理由を公告するとともに、当該抹消を受けた保存建築物の所有者に通知しなければならない。
- 4 市長は、第1項又は第2項の規定により保存建築物の登録を抹消したときは、遅滞なく当該建築物に係る法第3条第1項第3号の規定に基づく指定を解除するために必要な手続をとらなければならない。

第3章 保存建築物等に関する制限

第1節 現状変更の規制

(現状変更等の許可等)

第7条 保存対象敷地内において増築等をしようとする者又は保存建築物に関しその形状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他規則で定める行為及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 市長は、前項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が、保存活用計画の内容と相違するときは、同項の許可をしてはならない。

3 市長は、第1項の許可の申請があった場合において、当該保存建築物の保存のために必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。

4 第1項の許可は、法第6条第1項若しくは第6条の2第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知を要するものであるときは、当該申請又は通知をしようとする日までに受けなければならない。

5 第1項の許可に係る工事は、当該許可を受けた後でなければ、これを施工してはならない。

(完了検査)

第8条 前条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、市長に検査を申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、同項の工事が完了した日から4日以内に行わなければならない。ただし、申請をしなかったことについて規則で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、当該申請を受けた日から7日以内に、当該申請に係る保存建築物が当該許可の内容に適合しているか否かを検査しなければならない。

4 市長は、前項の規定による検査を行った場合において、同項の保存建築物が当該許可の内容に適合していることを認めるときは、その旨を第1項の規定による申請をした者に通知するものとする。

第2節 保存のための措置

(所有者の管理義務等)

第9条 保存建築物の所有者は、保存活用計画に従って、当該保存建築物の保存及び活用を図らなければならない。

2 保存建築物の所有者は、当該保存建築物の管理に関する責任者（以下「保存管理責任者」という。）を選任することができる。

3 保存建築物の所有者は、前項の規定により保存管理責任者を選任したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。保存管理責任者を解任し、又は変更したときも、また同様とする。

4 第1項の規定は、保存管理責任者について準用する。

5 保存建築物の所有者又は保存管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

6 保存建築物の所有者を変更したときは、新たに所有者となった者は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（維持管理の報告等）

第10条 保存建築物の所有者又は保存管理責任者は、当該保存建築物について、当該保存建築物に係る保存活用計画の維持管理に関する事項に従い、定期的にその状況の調査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、保存建築物の所有者又は保存管理責任者に対し、当該保存建築物の現状又は管理若しくは工事の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

（管理に関する助言、勧告及び命令）

第11条 市長は、保存建築物の所有者又は保存管理責任者に対し、当該保存建築物を保存するために必要な助言を行うことができる。

2 市長は、保存建築物の構造若しくは建築設備又は保存対象敷地の管理が適当でないため当該保存建築物の損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば保安上著しく危険な状態となり、又は衛生上著しく有害となるおそれがあると認める場合においては、当該保存建築物若しくは当該保存対象敷地の所有者又は保存管理責任者に対し、相当の猶予期限を付けて、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予

期限を付けて、当該勧告に係る措置をとることを命じることができる。

(監督処分)

第12条 市長は、この条例の規定若しくは第7条第3項の条件に違反した保存建築物若しくは保存対象敷地内の保存建築物以外の建築物（以下「保存建築物等」という。）の建築主、当該保存建築物等に関する工事の請負人（請負工事の下請人を含む。次項において同じ。）若しくは現場管理者又は当該保存建築物等若しくは保存対象敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、工事の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、建築物の外観の変更、除却、移転、移築、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他違反を是正するために必要な措置をとることを命じることができる。

2 市長は、この条例の規定又は第7条第3項の条件に違反することが明らかな増築等の工事中の保存建築物等については、緊急の必要があつて奈良市行政手続条例（平成11年奈良市条例第19号）第13条第1項に規定する意見陳述のための手続をとることができない場合に限り、当該手続によらないで、当該保存建築物等の建築主又は当該工事の請負人若しくは現場管理者に対し、当該工事の停止を命じることができる。この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対し、当該工事に係る作業の停止を命じることができる。

(権利義務の承継)

第13条 所有者の変更により新たに保存建築物の所有者となった者は、この条例の規定により市長が行った助言、勧告又は命令その他の処分による旧所有者の権利及び義務を承継する。

第4章 雑則

(建築物の設計及び工事監理)

第14条 第7条第1項の許可を受けた保存建築物の工事のうち、建築士法（昭和25年法律第202号）第3条第1項（同条第2項の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）、第3条の2第1項（同条第2項において準用する同法第3条第2項の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）又は第3条の3第1項（同条第2項において準用する同法第3条第2項の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）に規定する建築物の工事は、それぞれ当該各条に規定する建築士の設計によらなければ、これを行うことができない。

2 第7条第1項の許可を受けた保存建築物の工事のうち、建築士法第2条第7項に規定

する構造設計図書による同法第20条の2第1項の建築物の工事は、構造設計一級建築士（同法第10条の2の2第4項に規定する構造設計一級建築士をいう。以下この項において同じ。）の構造設計（同法第2条第7項に規定する構造設計をいう。以下この項において同じ。）又は当該保存建築物が構造関係規定（同法第20条の2第2項に規定する構造関係規定をいう。）に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によらなければ、これを行うことができない。

- 3 第7条第1項の許可を受けた保存建築物の建築主は、第1項に規定する工事をする場合においては、それぞれ建築士法第3条第1項、第3条の2第1項又は第3条の3第1項に規定する建築士である工事監理者を定めなければならない。

（消防長の意見の聴取）

第15条 市長は、第4条第1項の規定による登録又は第5条第3項の変更登録をしようとする場合は、消防長に意見を聴くことができる。

（立入調査等）

第16条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、保存対象敷地若しくは保存建築物等に立ち入り、その状況を調査させ、必要な検査をさせ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入るときは、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により立入調査、立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入調査、立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

（罰則）

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第7条第1項の規定に違反して、同項の許可を受けずに、保存対象敷地内において増築等をし、又は保存建築物に関しその形状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をした者
- (2) 第7条第3項の条件に違反した者

- (3) 第10条第2項の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- (4) 第11条第3項の規定による市長の命令に違反した者
- (5) 第12条第1項又は第2項の規定による市長の命令に違反した者
- (6) 第16条第1項の規定による立入調査若しくは立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に解体され、その建築材料の全部又は一部が保管されている建築物で、当該建築材料の全部又は一部を用いてその原形を再現しようとするものについては、解体されていないものとみなして、この条例の規定を適用する。

(提案理由)

歴史的建築物の保存及び活用のために、建築基準法の適用除外に関し必要な事項を定めようとするものである。

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に 関する条例の一部改正について

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和元年9月11日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び地方公務員法」を「、地方公務員法」に改め、「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」を加える。

第17条の見出し中「臨時又は」を削り、同条中「臨時又は」を削り、「者」の次に「及び同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」を加える。

第19条を第21条とし、第18条の次に次の見出し及び2条を加える。

（会計年度任用職員の給与）

第19条 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

2 フルタイム会計年度任用職員には、第3条第2項及び第3項、第3条の2から第5条の3まで、第6条の2、第7条、第10条の2、第12条、第13条、第14条第2項第4号、第15条、第16条の2並びに第16条の3の規定は、適用しない。

3 フルタイム会計年度任用職員に対する第16条の規定の適用については、同条ただし書中「期末手当及び勤勉手当」とあるのは、「期末手当」とする。

第20条 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1

項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として管理者が定める者及び従事する業務の性質等を考慮して管理者が定める者については、期末手当を除く。）とする。

2 パートタイム会計年度任用職員には、第3条第2項及び第3項、第3条の2から第5条の3まで、第6条の2、第7条、第10条の2、第12条、第13条、第14条第2項第4号、第15条、第16条の2並びに第16条の3の規定は、適用しない。

3 パートタイム会計年度任用職員に対する第16条の規定の適用については、同条ただし書中「期末手当及び勤勉手当」とあるのは、「期末手当」とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、企業局の会計年度任用職員の給与等について所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市水道事業給水条例の一部改正について

奈良市水道事業給水条例の一部を次のように改正しようとする。

令和元年9月11日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市水道事業給水条例の一部を改正する条例

奈良市水道事業給水条例（昭和33年奈良市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項第1号中「者」の次に「（次号に掲げる者を除く。）」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第25条の3の2第1項の指定の更新を受ける者

第32条第2項中「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

別表第1中4の表を5の表とし、3の表を4の表とし、2の表を3の表とし、1の表の次に次のように加える。

2 指定給水装置工事事業者指定更新手数料

単 位	金 額
1件につき	10,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者の指定に更新制が導入されることに伴い、指定更新手数料に係る規定を整備しようとするものである。

平成30年度奈良市水道事業会計
未処分利益剰余金の処分について

平成30年度奈良市水道事業会計未処分利益剰余金2,099,696,239円のうち、900,000,000円を減債積立金に積み立て、また1,100,000,000円を資本金へ組み入れ、その残余を繰り越すものとする。

令和元年9月11日提出

奈良市長 仲川元庸

財産の取得について

消防施設整備事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

令和元年9月11日提出

奈良市長 仲川元庸

1. 物品の表示

	名 称	種 類	数 量
1	救急自動車	災害対応特殊救急自動車	1 台
2	救急自動車	高規格救急自動車	1 台

2. 契 約 金 額 47,088,000円

3. 契約の相手方 奈良市大安寺町498番地1
奈良日産自動車株式会社奈良店法人営業課
課長 池田 昌浩

工事請負契約の締結について

浸水対策工事（東九条町地内・前川支流）について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の5パーセント以内において変更することができる。

令和元年9月11日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 契約の目的 浸水対策工事（東九条町地内・前川支流）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約金額 212,760,000円
- 4 契約の相手方 奈良市古市町大塚1328番地
浸水対策工事（東九条町地内・前川支流）中西・広成特定建設工事
共同企業体
代表者 中西建設株式会社
代表取締役 中西 琢也
株式会社 広成
代表取締役 吉田 一成

浸水対策工事（東九条町地内・前川支流）の概要

1. 工事場所 奈良市東九条町地内

2. 工事規模 工事延長 L = 298.40m
 - (1) 管渠1200mm 推進工 一式

 - (2) 管渠600mm 推進工 一式

 - (3) 立坑工 一式

 - (4) 地盤改良工 一式

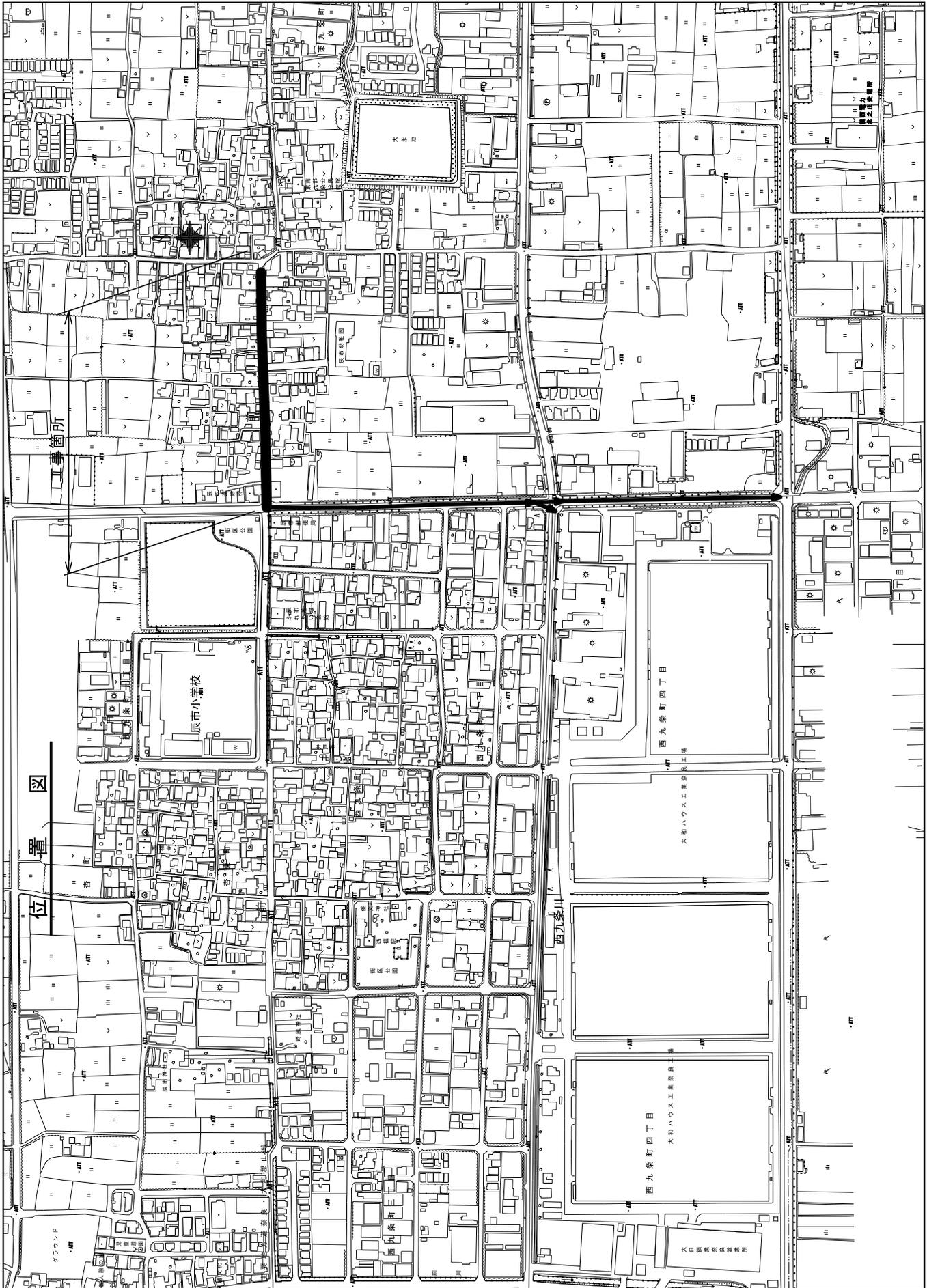
 - (5) 管渠600mm 開削工 一式

 - (6) マンホール工 一式

 - (7) 付帯工 一式

 - (8) 仮設工 一式

3. 工期 契約の日から令和2年3月31日まで



位置図

工事請負契約の締結について

六条奈良阪線街路改良工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。
ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の5パーセント以内において変更することができる。

令和元年9月11日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 契約の目的 六条奈良阪線街路改良工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 177,012,000円
- 4 契約の相手方 奈良市東紀寺町二丁目8番8号
奈良県緑化土木協同組合
代表理事 野島 岩雄

六条奈良阪線街路改良工事の概要

1. 工事場所 奈良市南京終町地内他

2. 工事規模 街路改良工事 L = 79.6 m

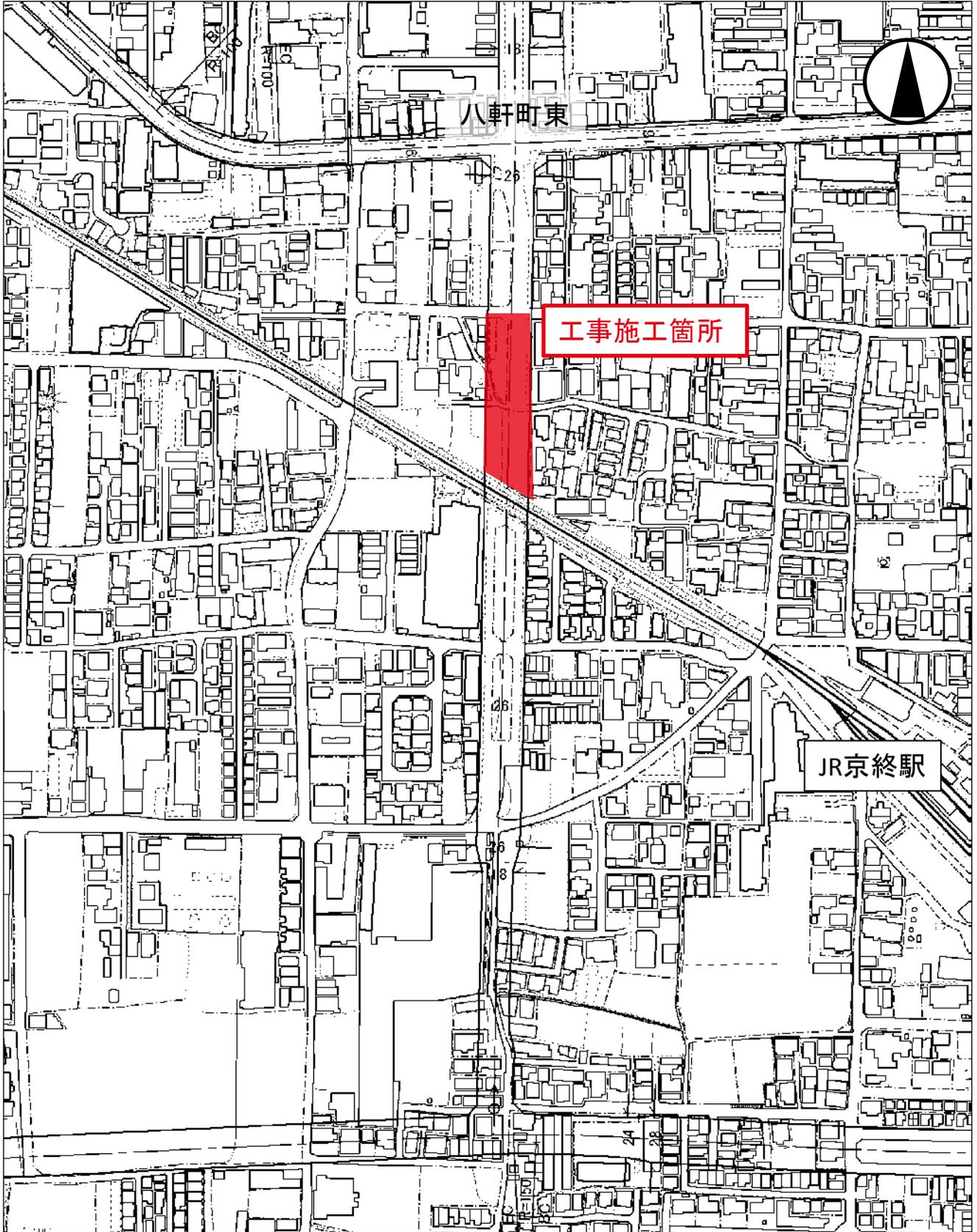
構造物撤去工 一式

仮設工 一式

付帯工 一式

3. 工期 契約の日から令和2年3月31日まで

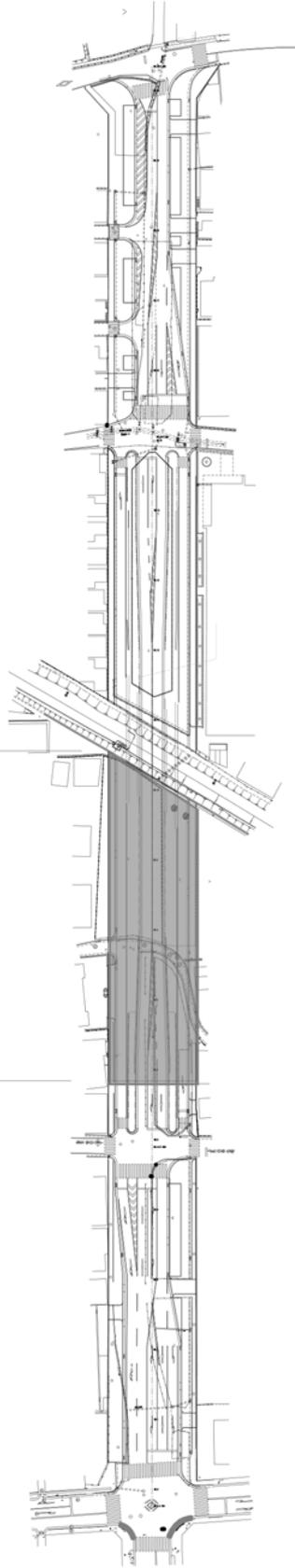
位置図



平面図



工事延長 L = 79.6 m



履 歴 書

氏 名 畑 中 康 宣

生年月日

[REDACTED]

現住所

[REDACTED]

学 歴

[REDACTED]

[REDACTED]

職 歴

[REDACTED]

公平委員会の委員の選任について

公平委員会の委員のうち、山嵯健二氏は、令和元年10月10日付けをもって、その任期が満了せられることに伴い、同氏を再び同委員会の委員として選任いたしたい。

よって、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

令和元年9月11日提出

奈良市長 仲川元庸

住所

[Redacted]

氏名

やま ざき けん じ
山 嵯 健 二

[Redacted]

履 歴 書

氏 名 山 壽 健 二

生年月日 [REDACTED]

現住所 [REDACTED]

学 歴

[REDACTED] [REDACTED]

職 歴

[REDACTED]	[REDACTED]

履 歴 書

氏 名 安 村 美 江

生年月日 [Redacted]

現住所 [Redacted]

学 歴

[Redacted] [Redacted]

職 歴

[Redacted]	[Redacted]

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を問う。

令和元年9月11日提出

奈良市長 仲川元庸

住所 [REDACTED]

氏名 まつ だ おさむ
松 田 修

[REDACTED]

履 歴 書

氏 名 松 田 修

生年月日 [Redacted]

現住所 [Redacted]

学 歴

[Redacted] [Redacted]

職 歴

[Redacted] [Redacted]

[Redacted] [Redacted]